

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第五十号

(八三〇)

公聴会

昭和二十七年六月十六日(月曜日)午前十一時十一分開会

委員の異動

六月十三日委員清澤俊英君辞任につき、その補欠として小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
松本 昇君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

重宗 雄三君
中川 以良君
山本 米治君
島 清君
小松 正雄君
境野 清雄君
西田 隆男君
石川 清一君

委員外議員

事務局側

常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君

公述人

福岡県知事 栗田 数雄君
対策組合連合会副会長

東京大学教授 青山秀三郎君
小野田市長 姫井 伊介君
東京大学教授 我妻 榮君
福岡県知事 杉本 勝次君
日本炭協 万仲余所治君
福岡県知事 春 孝一君
福岡県知事 連田副会長
日本炭協 連田副会長
日本炭協 連田副会長
日本炭協 連田副会長

本日の会議に付した事件
○臨時石炭鉱害復旧法案(内閣送付)

○委員長(竹中七郎君) 只今より臨時石炭鉱害復旧法案に関する通商産業委員会公聴会を開会いたします。

午前中の公述は栗田、青山、姫井、国崎各公述人から御意見を致し、午後には杉本、万仲、春、我妻の四公述人から御意見を承る予定にしております。併しながら本会議の関係上時間が遅れましたので、或いは午前中都合四人のかたにお願いできないかもわかりませんが、この点御了承賜わりたいと思います。

次に公述人のかたへに申し上げます。御多忙のところ又御遠路のところ下さいまして誠に有難く厚く御礼申し上げます。公述して頂きます問題は、只今申しました臨時石炭鉱害復旧法案全般についてであります。公述は時間の関係上大体十五分ぐらいでお願いいたします。と思いますからさよう御了承願います。

では栗田公述人からお願いいたします。と思います。

○公述人(栗田数雄君) 私は福岡県の鉱害被害者代表の栗田数雄であります。公述に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。先般竹中委員長、島、清澤の諸先生がたは、会期余すところ少い御多忙の際にかかわりませう九州の遠路までおいで下さいます。あいにくの雨の中早朝から暮夜に至るまで熱い道をお歩き願ひまして、現状をつぶさに御踏査下さいましたことを厚く深く御礼を申し上げます。さきに特別鉱害復旧臨時措置法並びに鉱業法の改正に当りまして、それら本参議院におきまして公述をいたし、更に本日ここに公述人に御選定下さいまして意見の一端を述べ得る機会をお与え下さいましたことを、これ又深く御礼を申し上げます。

石炭採掘の増強に伴いまして、鉱山業が発展いたしまするに刻々増大する土地の陥没と年々累積したこれらの深刻な被害に苦しむ私も被害者の惨状たる窮状は、一昨年五月二日特別鉱害復旧臨時措置法成立に当りまして参議院本会議の決議や、同年十二月七日衆議院通産委員会においてなされた鉱業法審議に際しての決議においても明らかになりました。弱く被害者の救済と国土保全、民心安定のため鉱害地の原状回復を断行せよ、ために委員会を設置して必要な法律を立案すべきであるという決議がなされております。かかる過程を経てここに臨時石炭

鉱害復旧法案が誕生いたしました。諸先生がたの審議を煩わすことに相成りましたことは誠に感謝の至りでございませう。この故を以ちまして本法案は飽くまでも被害者の窮状を救済するといふことを中心として、国土の保全、食糧の増産、民心の安定を図り、よつて鉱害による社会不安を除去すべき法案でなければならぬことは申すまでもありません。

然るに今般政府当局が提案せられた法案は、加害炭鉱の利益擁護の方向に重きをおかれて、被害者が依然として犠牲を強要せらるる結果となる必然性があるかと考えられます。被害者の総意を代表いたしまして以下四項目に亘り修正の意見を述べさせていただきます。

第一が、復旧工事が完了して竣工の認定のあつたときにおいて、鉱業法第九九条の規定による鉱業権者の損害賠償の責任消滅の規定は削除せられるべきである。理由といたしましては、一定の工事が完了しても、麦や米が従来通りの収量を得るようになるには地力の回復を要するのであります。耕作土壌が元通りの熟田になるには表土いよいよゆる上土返しをいたしましたも三年や四年、又ボタや山土で埋立てたものでは十数年の歳月を経ましてもお十分でない事実、過去の復旧工事の歴史を見ても明らかであります。にもかかわらず法第五十一条により鉱業権者は一定金額の納付によつて補償が打切られて賠償の責任を免除されることは、被害者に将来の不安を抱かしめるのみならず、工事の完了認定に当つて相当の紛争を起す素因を作る結果となることは明らかで、断固この問題に對しては反対せざるを得ないのであります。昨年九州の鉱害地視察をなされた報告の一部を拝聴いたしましたも、ドイツの現行法の第百四十八条は、鉱山側があらゆる地表損害に對して責任を有する旨を規定して過失の有無を問わない、結果責任を明記してある。この鉱山側に完全なる賠償義務のあることを明示しておる、この賠償義務は原状回復の責任であることを最高裁判所の判例が確認しておると報告されております。私も被害者は二三の例外を除いて大部分は炭坑の開採以来戦争が起るまでは、原状回復を炭坑になさしめておつたのであります。それは過去の歴史を見ますと、炭坑が先ず村に事業を始めようとして、炭坑の代表か又は相当信用ある人が附添つて参りまして、我々を集めて炭坑を開かして頂きます、どうか御協力を願ひたい、併し将来皆さんがたには絶対御迷惑はかけませんと約束をしておられます。その結果今まで道や堤防、家屋、墓地は勿論のこと、耕地におきましても、福岡県では昭和十七年までに千三百余町歩の復旧が一応なされておる事実をもつていたし、業者が開坑当時の信義を尊重せられて、被害者も又炭坑を深く信頼して、両者間に余り大きい摩擦もなく今日に至つたのであります。

然るに戦争が始まりまして敗戦に至るまで先ず第一に復旧しようにも復旧の資材がないということと、かてて加えて炭坑の経営が非常に困難になりま

した。その重臣が被害民に転輸されて惨怛たる結果を來したのであります。私どもは無謀な賠償を要求するものではありません。憲法の第二十九条に擁護せられたる財産権の侵害を主張するに過ぎません。これを私ども無學でありますからよく存じませんが、法的に考察いたしましたしても炭坑が無斷で地下を採掘して地上権者に被害を与えておることは、採掘権者が被害の發生を予見せずとも過失による不法行為が成立する。ましてや現在のごとく採掘すれば當然被害を与えることを承知しながら

も被害を受ける過程及び社会性は公共事業と何ら劣るものではありません。事業計画に取入れる等強力なる案に修正を願いたい。

第三に地方公共団体の負担を軽減又は免除をせられたい。鉱業被害地の県及び市町村は鉱害に伴うて種々の負担を間接に受けております。本法案においては農地及び農業用施設の復旧費の一部負担、事業団の事務経費の負担、鉱業権者不明又は負担能力のない鉱害地の復旧についてそれら負担を課せられております。このことは後ほど、県、市町村代表よりそれら主張される事項でありますが、地方税を負担する被害民としまでも本案の修正を強く要望するものであります。

ら石炭採掘を行うにおいては、故意による不法行為で民法上の不法行為による損害賠償の責任を免れることは得ないにもかかわらず、今般の法案は鉱業法の不備を是正する法案であつてはならないのに、七十五条によつて鉱山に有利にして被害者の權益を無視する結果となるので、若し本法案の修正が行われないとすれば国家みずからが憲法違反の行為に出る結果とみなしてこの法案修正を主張するものであります。

第二に家屋、墓地等の非公共事業の復旧についても公共事業に劣らざる強力なる施策を立てて社会不安を除去して頂きたい。本法案を通読いたしますと、家屋、墓地等の復旧工事に關しては極めて冷淡でただ単に協議及び裁定によつてのみ解決を求められておりますが、炭坑被害で社会問題として最も深刻悲慘なのはこれら家屋、墓地等であります。非公共であるといえど

第四が復旧不適地の処理を第七十八
条に規定せられてこれが認定を農林、

教授青山秀三郎君にお願いいたします。

○公述人(青山秀三郎君) 私は只今御紹介頂きました東京大学の青山秀三郎であります。私はその専門といたしまして、大学におきまして鉱山、殊に採鉱学を受持つておりますのでその観点から主として申上げることになると思うのであります。さよう御了承願いたいのであります。

先ず冒頭にこの兩三年来鉱業関係の幾つかの法案がこの国会で御審議に相成りました。その際公聴会におきまして公述人として述べ参つた機会もあつてありますが、それが實際法律となつて公布されたのを見ましてよく御考慮頂いておるといふことをあとから見まして誠に感謝いたしておるものであります。この法案につきましても実は石炭鉱害地の復旧対策審議会におきまして、私も委員の一人として列席いたしましていろいろ意見を申述べて来

たのでありますが、その間政府当局のいろいろ御苦心のあとよく承知いたしておるのであります。それらを考慮いたしまして今回の法案には私も趣旨として先ず賛意を表するにやぶさかでないのであります。ただその内容につきまして二、三この際希望的な意見を申し上げておきたいと思うのであります。

今年の一月下旬だつたと思うのでありますが、その要綱でいろ／＼決定されたのであります。その後只今の法案と比較いたしました考えさせられるのであります。その第一といつたしまし

は申すまでもないのでありますが、その事業経費の膨脹を避けたいというのであります。差当り九州と宇部地区に各一カ所となつておるのであります。が、その個所のこともさることながら、経費の増大を防ぐ一方、その負担はこれは国庫負担の性格を主とすべきではないかと思ふのであります。なおその負担の公正を期して欲しいと考えられるのであります。殊にその相当な割合が鉱業権者の負担となることは、却つて弊害を伴うのじやないかと思ふのであります。これが結局事業団に関する問題であります。

て、鉱害の復旧事業団の運営に関する
ことであります。その中に評議員会の
権限の問題があるのでありますが、評
議員会が事業団の重要な業務全般に亘
りまして議決をする性格が盛込まれて
おるのでありますが、これは而もその
議決は過半数制をとっておるのであ
ります。この積事業団はその業務が主管
大臣の認可によるのであつて、理事者
にも相当幅の権限を持たせればよいと
思われるのであります。殊にその理事
者選任には評議員会が関与することに
なつておりますので、評議員会として
はむしろ只今の法案の権限は多少過大
に失すのではないかと思われるので
あります。これは第二十三条の關係で
あります。

もう一つは事業団の経費の問題であ
りますが、これは第二十八条と思いま
すが、当初年度におきまして石炭のト
ン当り五円以内、又二年度以降におき
まして鉱業権者の復旧費の七％以内と
いうことになつておるのであります
が、この事業団の事務経費は必要な程
度は当然調達しなければならぬこと

それからこれは今回の法案の相当問題の点であろうと思うのでありますが、灌漑用の排水施設ポンプであります、その完了後更にその維持管理をその賠償義務者に強制するというようなことは、只今申しました趣旨に対して私はどうも賛成できないと思われるのであります。又鉱業権者の賠償責任の消滅の時期であります、只今もお話がありました、が、鉱業権者が事業団に対して納付金を完納した場合でも、その工事が完了するまで賠償を続けなければならぬとなっておりますが、

この時期に対しても私は考慮すべき点が多いのではないかと思われるのであります。聞くところによりますると、復旧完了後の洪水であるとか、或いはその他の不測の天災による特別な措置ということも問題になつておるようであります。それらは前段の關係において同様に考へて頂きたいと思うのであります。そも／＼この鉱業法の制定の際に、その賠償の根本觀念といたしまして、我々は強く金銭賠償主義を述べて来たのであります。それが今回の鉱害の復旧法案におきまして再び原状回復主義というものに逆戻りをするような感があるのであります。殊に農地及び農業用施設におきましては、この間／＼複雑な又深刻な問題のあらうことは勿論想像されるのであります。納付金を納めましてもなお相当期間効用の回復が十分認められるところまでその責任の一部を分担しなければならぬということ、鉱業権者

その他或いは家屋であるとか土地の復旧についても裁定制度の申請等いろいろ法案の内容に亘りまして希望されるところもあるのですが、家屋等の復旧計画に対しては能う限り私はこれを或る線で限定したいと思うのであります。地方公共団体の負担の軽減に關して私は大した異議を持たないのであります。そのために鉅業権者の負担が増大するということは前段の趣旨に合せまして適當でないと考えるのであります。国の負担において行うべきものは従つて或る程度幅が増すかとも思われるのであります。さうな措置を希望されるのであります。

元素石炭の鉋害の根本問題の対策といたしましては技術に関することが少なくないと思うのであります。丁度最近でありますが、この四月から約三カ月間の予定でドイツからアーヘン大学の教授でありますフリッツェ教授が来朝いたしております、只今九州地区の視察を終えて北海道に参つておるのであります、その間この七日に東京で一日過ぎましたので、私ども終日フリッツェ博士に伴いましていろいろ意見交換する機会を得たのであります、その際も実はこの問題が多少気にかつておりましたので、僅かな時間ではありましたが、先方の事情又こちらの事情も話したのであります。フリッツェ教授はすでに今申しました通り九州地区は一応見て廻られたのであります。勿論この鉋害の問題について特に調べたというのではないのであります、当時は探鉋技術、鉋山技術ということもありますが、一般に

というようなことを申すことは到底不可能でありますけれども、そういう線に沿つて非常に努力をいたしておるといふことは御了承願ひたいと思ひます。つまり地表への影響を最小ならしめるための最大なる努力をしておるんだといふことを御考え願ひたいと思うのであります。又地表におきましても、その陥落に關するいろいろな測量上の観測をいたしまして、適當な基準によつてその影響を精密に観測するといふことで、これはすでにドイツでかなり行われておることではあります、我が国ではまだそこまでいろいろ地表の条件等がありまして、徹底しておらないうらみを持つのであります、私はこの線に副うて、技術者も更に一段の影響が少くなるように、そういう問題を軽減するように努力することを希望しておるのであります。こういう観点から私は只今の問題についてこれを書くを得るものではないのであります。

以上私は大体において、この趣旨には、冒頭に申し上げました通り、賛成をしたのでありますが、今申しました点において採鉱学の専門の立場から思うまゝを申し上げたのでありまして、本参議院におかれましてもどうぞ我々の意のあるところをお汲み頂きまして、速かな法案の進捗を御考慮仰ぎたいとお願ひ申上げる次第であります。甚だ失礼であります。

○委員長(竹中七郎君) 次に山口県小野田市長姫井伊介君にお願ひいたします。

○公述人(姫井伊介君) この法案の立法につきましては感謝いたします。併

し關係政令の内容が不明であります
し、又法の詳しい説明も聞くことがで
きていませんので、若干の疑いを持ち
ながら希望意見を申述べます。従つて
見當違ひのものもあるかと存じませ
うが、それは御容赦を願います。

第一は、復旧の原則についてであり
ます。法案の提案理由を見ますと、
国の負担において鉱害地の原状回復を
断行せよということの国会における決
議であります。これはこの法案を通
して眺めましたときに非常に重大な意
義と価値があるもので、この基本理念
から立法されたといえます。ならば、
又更にそれに即応した法律の目的から
考えましても、金銭賠償主義によらず
原状回復主義でなければならぬと存
ずるのであります。

第二番目は公共施設の内容について
であります。法の第二条第六項十一
号には学校とのみしか記載されてお
りません。一方鉱業法の六十四条、掘採

について非常な差別的な措置を受けることになるので、これは適当でないといふ存するのであります。是非同条の六項には学校その他当然公共施設と認められますものを列記的に明記して頂きたいと思ふのであります。

第三、地方公共団体の負担は除外して頂きたい。これも鉱業法の第一条の目的に「鉱業資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため」云々とあります。やはりこの精神も、この法案には取入れられるべきであります。合理的開発ということとは一つの手段で、目的は公共の福祉の増進に寄与するということでなければならぬ。その手段のために目的が阻害されるのがこの鉱害なんでありまふ。この法案の目的で「国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図り、あわせて石炭鉱業」云々と書いてあります。即ちやはり注たる目的は前段にあることなのであります。鉱害

の原因であるところの石炭の採掘は、全国産業振興のための重要な基礎産業でありまして、鉱害復旧は効用回復であつて効用の増加ではない。何ものも復旧以上に特別にプラスされるものがない。復旧以上の特別の受益がないのに、掘採地の公共団体が全国的に受益の犠牲になつて、復旧費の一部でも負担することは、理論上からいまして、実情から申しまして、当然のことだと存するのであります。提案理由には「復旧費の不足分を補いつつ、鉱害復旧について指導及び援助をしよ」という建前と書いてあります。前に申述べました国会の決議のごとく、国庫の負担においてこの大きな基本的な考え方、これから申ししますならば、当然国がそうすべきことであつて、被害地の団体である市町村が負担すべきものではない。従つてこの公共団体は全部負担から除外されるべきものであると存するのであります。法の九十四条につきましても従つて事務経費の一部補助も地方公共団体が持つことは不合理である。一方そうした土地には鉱山税の収入があるじやないかといつたような考え方もあるかも知れませんが、例えば山口県の小都市、我が小野田市のごとき多数の炭坑の労働者がありまして、それがためには特に労働行政を運営する上において労働の審議会を作り、労働会館を作り、更に労働課といつたようなものまでも特設いたしました。なお一方これらの炭坑業の關係から生み出された多数の失業者のために失業対策事業を行い、その市の負担は莫大なもので、決して鉱山税などを以て補うことはできない。その点から申ししますと鉱山

税などはまさに九牛の一毛にも過ぎない状態にあるのであります。こういう点から繰返しまして私は絶対にこの費用の負担は地方公共団体に課せられるべきものでないといふことを強く主張いたしたいのであります。

第四、再検査の請求権 法の第七十四条であります。石炭の採掘は炭層の段階がありまして、立体的に掘られて行く、丁度「はす」と申しますか、あれを横に並べたようなもので幾つも穴が地下に掘られて行くわけなんです。而もときには鉱業権者は人を変えてその仕事に携わるのであります。永年に亘つて数回に石炭の採掘は行われる、従つて鉱害は同じ箇所であつても永年に数回に亘つて繰返される、これは事実なのであります。それを法の七十四条では一回を限り而も検査後三年の経過で限定されてしまふ、それまでしか権利を認めないといふことになつて、これは実情に合わないものであります。従つてこれには特に但書を要しまして、請求権が三年を過ぎてもなお且つ明らかに鉱害が原因となるものであるならば、同じ土地でありまして復旧が行われなければならない、この点を御考慮願ひたいのであります。

第六は第三章と第四章との規定の不調整、これを調整してほしいといふこととあります。七十九条、八十九条などを連關して考えまして、鉱害により家屋としての効用が著しく阻害されておる場合、鉱害を受けた弱い意味の被害者に、復旧のためには許可を受けよとか、或いは協議によれとか或いは裁定の申請をしよとか面倒な手続をとらせることは一体どうでしょう。又著しく阻害されてない場合でも被害は被害なんだ、これはどういふふうにするのか、それははつておくのか。鉱害は決して天災地変ではないのであります。その原因と責任は一体どこにあるか、私は決して被害者にはないと思ふ、よしその被害が輕微でも被害は被害であつてその事実にはつきりと見ることができ、是非この家屋等の復旧につきましては第三章の規定にありまするようによつて基本計画の中に入れてほしいといふこととあります。殊に八十六条の規定は、若し負担の金を払わないときにはその権利を放棄させ

ろ、今日税金さへよう払えない困難なこの被害者に対して、これ又余りに無情冷酷な規定ではないか。これで果して民生安定という目的事項が達せられるのかどうか、更にこのことでは第一条に鉱害を計画的に復旧するといふ目的がありますが、計画的に復旧じやないといふことになる、非常な矛盾をはらんでおるといふこととあります。なお九十一条の一項には家屋等には国の補助もない、更にその二項には都道府県では公共施設にも家屋等にも補助はない。なおこれにつきまして提案理由を見ますと、個人所有の家屋の性質上国の補助金支出を期待することができない、私はこの意味がわからないのであります。なぜ個人所有の家屋の性質上国の補助が出せないか、一方では個人所得につきましては国税が徴収されているのであります。団体徴収じやないものであります。なお方法といたしましては、これができないとするならば被害者個人に直接補助はしないでも、そこに復旧事業団がありまして、復旧事業団に復旧資金として補助交付すれば、それでやれて行くのじやないでしょうか。従いまして家屋等につきましても、民生の安定上是非基本計画に取入れまして、適正妥協な規定といたしまして第三章との調節を図つて立法精神の一貫と措置の公正を期して頂きたいと考えるのであります。

第八、法律の施行期間であります。提案理由を見ますと、国及び地方公共団体の補助が長く行われるものとは考えられないので書いてあります。これもどうも私わからない。石炭掘採は十年で一応停止するものであろうかどうか。鉱害は申すまでもなく過去から将来へつと持ち越されて行く。御承知の通りに残柱掘と申しますか、採り残した石炭の柱がある、それもこの頃はだん／＼と行きます。採炭のためには前の人たちが掘つたと更に今度は次の人たちが引受けまして水をとりますと、排水とか、或いは漏水のような事実が起りまして、鉱害は掘採停止後も／＼続出しております。過去数十年からのものがまだ起りつゝある。これは現に小野田における事実で、小野田は石炭の古い歴史を持つておりまして明治初年からやつておる。それらのものが新しい炭鉱が残り炭をとりましますために／＼陥没の鉱害を起しつゝある。そういう事実がある上に、更に第三章第四節におきましてその再検査の請求権とか、或いは損害賠償請求権等の時間的な行使、あとに残つて行く幾多の仕事があ

かけられてゐるのであります。而も同条の第二項にはこの金額を支払つたときはその鉱害は消滅とみなすところ、この不適地は即ち効用が回復されない、その土地は永年に亘つて行つて効用回復はできない、無収獲の永續であります。農民はこれがために永久の犠牲にならなければならない、これが單にそうした金を払つたならば鉱害は消滅とみなすといふことは非常に私に事実に適しない、又冷徹な取扱ではないか。これにつきましては、金額にしましても農民の生活保障が適當にできるように考慮されなければならないと存するのであります。

第七、事業団の解散、これは私の理解が足りないかも知れませんが、四十一条に破産といふことがあるのであります。営利法人ではない事業団に破産の事象があり得るかどうかといふこととあります。経理が正確に行われて

事業は適正に而も監督が厳正であるならば破産の事象はあり得ないのじやないか、若し今のよう／＼な適正な方法を講じてなお且つ資金が足りない、赤字になつたといふときこそ、やはりこれも決議にありましますように国庫の負担においてこれが最後処理をすべきものだ。従つて解散の事項の中に破産といふことは私納得がちよつとしかねましますので、これは疑問として申述べさせてもらいます。

第九、法律の施行期間であります。提案理由を見ますと、国及び地方公共団体の補助が長く行われるものとは考えられないので書いてあります。これもどうも私わからない。石炭掘採は十年で一応停止するものであろうかどうか。鉱害は申すまでもなく過去から将来へつと持ち越されて行く。御承知の通りに残柱掘と申しますか、採り残した石炭の柱がある、それもこの頃はだん／＼と行きます。採炭のためには前の人たちが掘つたと更に今度は次の人たちが引受けまして水をとりますと、排水とか、或いは漏水のような事実が起りまして、鉱害は掘採停止後も／＼続出しております。過去数十年からのものがまだ起りつゝある。これは現に小野田における事実で、小野田は石炭の古い歴史を持つておりまして明治初年からやつておる。それらのものが新しい炭鉱が残り炭をとりましますために／＼陥没の鉱害を起しつゝある。そういう事実がある上に、更に第三章第四節におきましてその再検査の請求権とか、或いは損害賠償請求権等の時間的な行使、あとに残つて行く幾多の仕事があ

第五は復旧不適地の処理についてであります。七十八条の關係で効用の回復が困難である原因はやはり鉱害にあるわけなんです。今日の小規模農業の農民が命とする農地を失ひますことは生活の悲惨事であり又国家的には農作物減収の重大事である。然るに復旧不適地の所有者に支払ふところの補償金額は農林省令、通産省令で定める算定基準によるとありますが、誠に不明確であり、又大きな不安を投げ

る、今日税金さへよう払えない困難なこの被害者に対して、これ又余りに無情冷酷な規定ではないか。これで果して民生安定という目的事項が達せられるのかどうか、更にこのことでは第一条に鉱害を計画的に復旧するといふ目的がありますが、計画的に復旧じやないといふことになる、非常な矛盾をはらんでおるといふこととあります。なお九十一条の一項には家屋等には国の補助もない、更にその二項には都道府県では公共施設にも家屋等にも補助はない。なおこれにつきまして提案理由を見ますと、個人所有の家屋の性質上国の補助金支出を期待することができない、私はこの意味がわからないのであります。なぜ個人所有の家屋の性質上国の補助が出せないか、一方では個人所得につきましては国税が徴収されているのであります。団体徴収じやないものであります。なお方法といたしましては、これができないとするならば被害者個人に直接補助はしないでも、そこに復旧事業団がありまして、復旧事業団に復旧資金として補助交付すれば、それでやれて行くのじやないでしょうか。従いまして家屋等につきましても、民生の安定上是非基本計画に取入れまして、適正妥協な規定といたしまして第三章との調節を図つて立法精神の一貫と措置の公正を期して頂きたいと考えるのであります。

第九、法律の施行期間であります。提案理由を見ますと、国及び地方公共団体の補助が長く行われるものとは考えられないので書いてあります。これもどうも私わからない。石炭掘採は十年で一応停止するものであろうかどうか。鉱害は申すまでもなく過去から将来へつと持ち越されて行く。御承知の通りに残柱掘と申しますか、採り残した石炭の柱がある、それもこの頃はだん／＼と行きます。採炭のためには前の人たちが掘つたと更に今度は次の人たちが引受けまして水をとりますと、排水とか、或いは漏水のような事実が起りまして、鉱害は掘採停止後も／＼続出しております。過去数十年からのものがまだ起りつゝある。これは現に小野田における事実で、小野田は石炭の古い歴史を持つておりまして明治初年からやつておる。それらのものが新しい炭鉱が残り炭をとりましますために／＼陥没の鉱害を起しつゝある。そういう事実がある上に、更に第三章第四節におきましてその再検査の請求権とか、或いは損害賠償請求権等の時間的な行使、あとに残つて行く幾多の仕事があ

第九、法律の施行期間であります。提案理由を見ますと、国及び地方公共団体の補助が長く行われるものとは考えられないので書いてあります。これもどうも私わからない。石炭掘採は十年で一応停止するものであろうかどうか。鉱害は申すまでもなく過去から将来へつと持ち越されて行く。御承知の通りに残柱掘と申しますか、採り残した石炭の柱がある、それもこの頃はだん／＼と行きます。採炭のためには前の人たちが掘つたと更に今度は次の人たちが引受けまして水をとりますと、排水とか、或いは漏水のような事実が起りまして、鉱害は掘採停止後も／＼続出しております。過去数十年からのものがまだ起りつゝある。これは現に小野田における事実で、小野田は石炭の古い歴史を持つておりまして明治初年からやつておる。それらのものが新しい炭鉱が残り炭をとりましますために／＼陥没の鉱害を起しつゝある。そういう事実がある上に、更に第三章第四節におきましてその再検査の請求権とか、或いは損害賠償請求権等の時間的な行使、あとに残つて行く幾多の仕事があ

第九、法律の施行期間であります。提案理由を見ますと、国及び地方公共団体の補助が長く行われるものとは考えられないので書いてあります。これもどうも私わからない。石炭掘採は十年で一応停止するものであろうかどうか。鉱害は申すまでもなく過去から将来へつと持ち越されて行く。御承知の通りに残柱掘と申しますか、採り残した石炭の柱がある、それもこの頃はだん／＼と行きます。採炭のためには前の人たちが掘つたと更に今度は次の人たちが引受けまして水をとりますと、排水とか、或いは漏水のような事実が起りまして、鉱害は掘採停止後も／＼続出しております。過去数十年からのものがまだ起りつゝある。これは現に小野田における事実で、小野田は石炭の古い歴史を持つておりまして明治初年からやつておる。それらのものが新しい炭鉱が残り炭をとりましますために／＼陥没の鉱害を起しつゝある。そういう事実がある上に、更に第三章第四節におきましてその再検査の請求権とか、或いは損害賠償請求権等の時間的な行使、あとに残つて行く幾多の仕事があ

第九、法律の施行期間であります。提案理由を見ますと、国及び地方公共団体の補助が長く行われるものとは考えられないので書いてあります。これもどうも私わからない。石炭掘採は十年で一応停止するものであろうかどうか。鉱害は申すまでもなく過去から将来へつと持ち越されて行く。御承知の通りに残柱掘と申しますか、採り残した石炭の柱がある、それもこの頃はだん／＼と行きます。採炭のためには前の人たちが掘つたと更に今度は次の人たちが引受けまして水をとりますと、排水とか、或いは漏水のような事実が起りまして、鉱害は掘採停止後も／＼続出しております。過去数十年からのものがまだ起りつゝある。これは現に小野田における事実で、小野田は石炭の古い歴史を持つておりまして明治初年からやつておる。それらのものが新しい炭鉱が残り炭をとりましますために／＼陥没の鉱害を起しつゝある。そういう事実がある上に、更に第三章第四節におきましてその再検査の請求権とか、或いは損害賠償請求権等の時間的な行使、あとに残つて行く幾多の仕事があ

第九、法律の施行期間であります。提案理由を見ますと、国及び地方公共団体の補助が長く行われるものとは考えられないので書いてあります。これもどうも私わからない。石炭掘採は十年で一応停止するものであろうかどうか。鉱害は申すまでもなく過去から将来へつと持ち越されて行く。御承知の通りに残柱掘と申しますか、採り残した石炭の柱がある、それもこの頃はだん／＼と行きます。採炭のためには前の人たちが掘つたと更に今度は次の人たちが引受けまして水をとりますと、排水とか、或いは漏水のような事実が起りまして、鉱害は掘採停止後も／＼続出しております。過去数十年からのものがまだ起りつゝある。これは現に小野田における事実で、小野田は石炭の古い歴史を持つておりまして明治初年からやつておる。それらのものが新しい炭鉱が残り炭をとりましますために／＼陥没の鉱害を起しつゝある。そういう事実がある上に、更に第三章第四節におきましてその再検査の請求権とか、或いは損害賠償請求権等の時間的な行使、あとに残つて行く幾多の仕事があ

第九、法律の施行期間であります。提案理由を見ますと、国及び地方公共団体の補助が長く行われるものとは考えられないので書いてあります。これもどうも私わからない。石炭掘採は十年で一応停止するものであろうかどうか。鉱害は申すまでもなく過去から将来へつと持ち越されて行く。御承知の通りに残柱掘と申しますか、採り残した石炭の柱がある、それもこの頃はだん／＼と行きます。採炭のためには前の人たちが掘つたと更に今度は次の人たちが引受けまして水をとりますと、排水とか、或いは漏水のような事実が起りまして、鉱害は掘採停止後も／＼続出しております。過去数十年からのものがまだ起りつゝある。これは現に小野田における事実で、小野田は石炭の古い歴史を持つておりまして明治初年からやつておる。それらのものが新しい炭鉱が残り炭をとりましますために／＼陥没の鉱害を起しつゝある。そういう事実がある上に、更に第三章第四節におきましてその再検査の請求権とか、或いは損害賠償請求権等の時間的な行使、あとに残つて行く幾多の仕事があ

る。並びにそれらに対する措置十年たつたら……。

○委員長(竹中七郎君) そういうことは知つておられますから簡単にして頂きます。結論をどうぞ。

○公述人(堀井伊介君) これは法律の終了後も続きますので、法の目的が法の廃止によつて中断されてはならないので、この法の廃止後の処理規定を要するところがあるのであります。要するに法の目的遂行のために国の責任と指導で現状回復主義で損害復旧の徹底を期し、この臨時法は恒久法化するべきであると思ふのであります。

以上申し上げた希望を強くお願い申し上げますが、本法案は何とぞ速かに可決成立せしめられるように御高配の点をお願い申し上げます。

○委員長(竹中七郎君) それでは引続き我妻先生がちよつと午後お差支えが有りますので、杉本さんには誠に恐縮ですが東京大学教授の我妻さんにお願ひします。

○公述人(我妻榮君) 私は東京大学で民法という法律を専攻しておるものであります。鉱業法の改正にも関係いたしましたし、石炭鉱害でも復旧対策審議会の委員でもありましたので、そんな関係でお呼出しを受けたのだらうと思ひます。この法案のいろ／＼の点につきまして先ほど来他の公述人がお話になりましたように考慮すべき点があると思ふのであります。私はこの法案全体の考え方というものについて私の意見を申述べまして御参考に供したいと思ひます。

この法案の根本的な態度には賛成するものであります。先ほど来お話にもありましたように、損害賠償が現状回復であるべきか、それとも金銭賠償であるべきかということが問題になりまして、それがこの法案の基礎にも横たわつておるのかのように考えられます。ところがこの現状回復か金銭賠償かというところは我々民法学者も議論する問題であります。実は資本主義経済の下においては両者は大体一致すべきなのであります。例えば自動車を買つたという場合を考えますと、その壊れた自動車を修理して元通りの自動車にしようとするということが現状回復であり、それと同じような自動車を買えるだけの金をやるといふのが金銭賠償であります。従つて新しい自動車を買える金をやつて、そうして壊れた古い自動車を賠償者のほうで引取るということにいたしますればもう完全な賠償になる。ですから金銭賠償を賠償することすれば、そうした金銭賠償は現状回復と少しも違わないといふことを前提として話をしておるものであります。ただそのどつちが便宜であるか或いはどつちがやりやすいかという点だけが問題にされるのであります。金銭賠償と現状回復とが、加害者及び被害者にとつてそれほど大きな違いがないという前提でこれを議論して行くわけなんです。

ところが御承知の通りこの鉱害の問題、殊に農地の損害賠償という問題では、両者が非常に違ふといふので問題になるわけでありまして。なぜ農業の場合にそう違ふかといふことを考えてみますと、これは只今私が例を上げました自動車の場合と違ひまして、自動車なら幾らでも同じようなものを買つて来られる。ところが農地の場合は他にこれを求めることができないといふ

ところに金銭賠償或いは価格賠償と現状回復とが非常に違つて来る根本的理由があるのだらうと思ひます。更に進んで考えますと、殊に我が国の農業では全く資本主義的には経営されておらずに、その投下する労力というものは御承知の通り一家の者が一緒にやつて働いておるものであります。あの農家の労力は到底資金ベースでは計算できない、又収穫物も一般の価格によつて工業生産物のように計算することができない。要するに農家は先祖伝来の土地に一家の労働力を集中して投下して行かないと生きて行けない。それをやりさえすれば生きて行ける。そこを離れてはかたに土地を求めるとは到底できないといふ状態でありまして、農地といふものは全く資本主義のそとに合はぬといふことになつております。その上農家のかたは非常に土地に執着を持つておりまして、非常に先祖伝来の土地だといふ執着がありますので、その土地の執着といふことになりまして、これはもはや金銭では計り得ないものである、そういう状態であるのであります。ところが他方鉱業は我が国の鉱業がまだ遅れておるとは思ひますけれども、何と申しましたもやはり資本主義的に経営してゐる。従つて毎年々々の収支をちゃんとそろばんの上に計算して、長い年月に亘る計算ができなければ資本主義的な経営は不可能なわけでありまして。そのような鉱業は資本主義的であり、農業は非資本主義的であるといふそのギャップが、現状回復か或いは金銭賠償かといふことが両当事者にとつて非常に意味の違つて来る根本的理由だと私は考えております。

そこで我が国の現状はどうかと申しますと、農業生産も地下資源の開発も共に至上命令であります。両者を自由競争に任せておいてどつちが経済的に力の強いかが勝ちだらうといつて放つておくわけには行かない。どうして農業生産もやらなくちゃならない、地下資源の開発もしなければならぬ。私は先日宇都の鉱害のひどいところを見て参りましたが、あのような状態のときに若し資本主義的に考えるならば、あそこを若し農地を作るといふのならば石炭を掘らないほうがいい、石炭を掘るのは無理だ、若し石炭を掘るといふのならばそこに農地を経営することは無理だ、どつちか片方にするほうが話がわかるのだ。ところが日本の現状では両方やらなくちゃならない、そこに困難がある。そうだとしますと結局鉱業にとつての立場と、農業者にとつての立場の食い違ひは国がこれを負担してやつて行くよりほかはないのじやないか。先ほどから繰返しておりますように、鉱業にとつては資本主義的な計算によつてできるだけの補償をするよりはかたに途はない、併し農業者にとつてはできるだけ元の状態にしてやらなくちゃならない、そのギャップを国が埋めるほかはない、私はそう考へておるのであります。鉱業は私企業であつても企業なんだから、それに對して国家が補償してやるといふことはおかしいじやないかといふ議論もあるやうでありますけれども、併し農業もやはり私企業でありまして、若しそういう議論をするならばすべてを国営にする、鉱業もすべてを国営にする農業も国営にする、それならば論理的に話は割切れるかも知れませんが、併しそ

うして論理を割切つてみたところで我が国の現状に到底合わないといふことは何人も承認するところだと考へております。要するに私は問題を正面からはつきり意識してこれは農業の立場と鉱業の立場の食い違ひを国家が中に入つて調整するよりほかはないのだ、従つてそのためには国家の費用を出すことはまさに正しいのだといふことをはつきり意識してこの法案を運営して行くべきだといふことを強く考えるものであります。

次に賠償義務の問題について一言いたしたいと思ひますが、今申し上げましたような立場から考えますと、鉱業者に対するいわゆる納付金、これは十分に考慮すべきである。併し他方十分な納付金を支払つた以上は賠償義務はなくなつたと考へて然るべきじやないか。遅くも復旧工事が完了したならば責任を免れるといふふうにして行かなければ資本主義的な経営はできないのじやないか。金銭賠償といふことは先ほど申し上げましたように決して価格賠償ではない、生ずる損害を金で見積るといふだけの話でありまして、それが先ほど申し上げましたように価格の全体を金で払つたら十分だらうといふことを前提にしておるだけの話であります。従つて金銭賠償といふこととは必ずしも同じことではないのであります。従つて鉱業経営者のかたが金銭賠償が原則だ、だから価格さえ出せばいいじやないかといふことに余り固執なさるべきじやない。先ほど申し上げておりますように農地の価格といふものは我が国の農業の特殊性に基いてはつきり全損害を賠償させるような価格になつておりませ

思います。

○委員長(竹中七郎君) 青山公述人は緊急用務のために退席されました。我々公述人も午後御出席ができません。うでございませうから、時間も大分遅れましたが、我々公述人に対する御質問だけを只今からいたしたいと思います。それから、御質問を我々公述人にお願いたしたいと思ひます。

○栗山良夫君 簡単に御質問いたします。この法案の七十五条につきまして、只今教授は鉱業者に對しまして納付金は十分にとるべきであるが、併しいつも後追いをしなくては行けないとおしやつたのですが、この考え方と七十五条の精神とのお考え、七十五条の規定に盛られておる精神のお考えをちよつと承りたいと思ひます。

○公述人(我妻榮君) 法案の細かなことは実はあまり厳密に検討しておりませんので、つきりしたことは申し上げられませんが、まああつた感じが、それと申しましても、先ほども申し上げましたように、その納付金の額をばつきり決定するということも困難な事情があると思ひますので、七十五条に掲げてあるくらいな点はいいのじやないかと。ただこれに、聞くところによりまして、更にそのあとの災害についても責任を延ばそうというようなお考えもあるやに聞いておりますが、そこまでは少し私のいわれると、腐りが多過ぎるのではないかと、この原案くらゐならばまあ、いいのじやないかと、いふに考へております。

○委員外議員(清澤俊英君) 先生にちよつとお伺ひしたいのですが、この金銭賠償で大体農地の場合賠償義務が完了したものとお考えが、正当だといふ御意見でございますが、どうも割りきれん点がありますので、二、三お伺ひしたいと思ひますが、大体金銭で現わします際に賠償の額の現わし方に二つの場合があると思ひます。一つは全額用をなさなくなつたときの現わし方、それからいま一つは或る程度減しておる、その減したものの上へ何かの損害がずつと出ている。こういう二つの場合が農地の場合あります。まだ作はつて居られる、全然作がつかれない、こういう二つの場合があるそのときの賠償が、大体工場法の賠償の規定をよく調べておりませんので、つきりした把握はついておりませんけれども、大体そういう場合において全然その耕地がもう使われないう場合の考え方から参りますと、賠償をして頂く止に、そういう場合地価の何倍という考へ方が非常に無理なんじやないか。地価といふものも大体いへば、地価と地価の差額といふものは全然別になつております。又現実におきまして賃賃価格と収獲も現実は非常に不合理なものになつておる。そういう不合理なものを中心にして五千倍から三千倍、福岡県における大体地価の賃賃の平均は十七四くらいだといふのです。それは五千倍としまして八万五千円くらゐ

ませんか。

○委員外議員(竹中七郎君) 御異議ないものと認めて清澤君に発言を許します。

○委員外議員(清澤俊英君) 先生にちよつとお伺ひしたいのですが、この金銭賠償で大体農地の場合賠償義務が完了したものとお考えが、正当だといふ御意見でございますが、どうも割りきれん点がありますので、二、三お伺ひしたいと思ひますが、大体金銭で現わします際に賠償の額の現わし方に二つの場合があると思ひます。一つは全額用をなさなくなつたときの現わし方、それからいま一つは或る程度減しておる、その減したものの上へ何かの損害がずつと出ている。こういう二つの場合が農地の場合あります。まだ作はつて居られる、全然作がつかれない、こういう二つの場合があるそのときの賠償が、大体工場法の賠償の規定をよく調べておりませんので、つきりした把握はついておりませんけれども、大体そういう場合において全然その耕地がもう使われないう場合の考え方から参りますと、賠償をして頂く止に、そういう場合地価の何倍という考へ方が非常に無理なんじやないか。地価といふものも大体いへば、地価と地価の差額といふものは全然別になつております。又現実におきまして賃賃価格と収獲も現実は非常に不合理なものになつておる。そういう不合理なものを中心にして五千倍から三千倍、福岡県における大体地価の賃賃の平均は十七四くらいだといふのです。それは五千倍としまして八万五千円くらゐ

いになる、これが最上だ。福岡県で私もこの間あの地区を見て参りました。が、殆んど農業ができませんほど耕地を失つておる。そうしますとその土地を中心にして家も作つておる、あなたがおつしやる通りであります。家族労働全体がそれに頼つておる。農機具もある、いろ／＼なものがある。自動車もある、人間の例は一つじやないと思ひます。一つの自動車は元の通り動けるといふことと同じ程度に人間が他に何とて動くためには転業問題がいろ／＼あると思ひます。新しいことをやりますために、いろ／＼の資金の問題も出て来る。現にそういうことを基本にして最近離作等をいたします場合には、我々の地方へ参りますれば全耕地を失うような場合には、大体一反歩で三十万円くらいであるがそれをもらつても問題が解決しない。少くとも半耕地を失います場合には二十万円くらいが通例の相場になつておる、そうでなければやつて行かれない。それが賃賃の最高五千倍から最低二千倍、それを出したから事は終えたのだ、これでは問題にならないと思ひます。少しも問題は解決していません。先生はこれで差支えないとおつしやるけれども私は問題は解決しないと思ひます。

第二番目にはその間幾らか耕作ができませんが始終水害が起つておる。あそこは大体今では陥没したのでありますから水害の問題は別として或いはそのために水路がとまつてしまつて水が来ない。すべてのものがそろいまして毒水が来てこれは耕作ができないといふような所を現に直しておるのであります。そういうものを直したあとでも果してその土地の効用回復といふことが非常に私はこれから先問題になるだらうと思ひますが、果して直つたものが元通りの自動車になつて行くか、なつて行かないのじやないか、こういうことなのであります。今やつておりますがこれだけの金を出して仮に直してみてもそれは元通りにならぬ、ならない場合でも打切る、それで済んだのだからよろしい、自動車は壊したがそれは直してやるのだ、これだけのきまつた金を出してそれで直してやるのだ。だからそれで直ろうと直るまいとそれは差支えないのだ、こういうことは私は成立したと思ひます。理窟が成立して来るのです。私は民法のことは何も知りません。だから法律上の見解はわかりませんが、少くともこんなことは常識でわかると思ひます。法律なんというものはとにかく常識の書き現わしでありますから、それがそのときの力関係でいろ／＼書き現わされるだけでありまして、それがそういう問題は一応金銭賠償したのだからそれで差支えない、それで済んだものとするのが正しいといふその見解が私にはどうしてわかりません。

○公述人(我妻榮君) 私の申し上げたことを十分に御理解願えなかつたように思ひますが、私が申し上げたのは、鉱業権者としてそれだけの金を払つた以上それよりもつと鉱業権者からとるのには無理だらうと思ひます。うな話であつて、その金を農業者にやつたときに農民はそれで満足すべきだとは少しも私は申し上げていないつもりであります。この法案では、それでは悪い、鉱業者からまさにとり得るものを農民に渡しただけではうまく行かん

から、それに国家が入つて、事業団と
いうもので元通りにしてやるというこ
とになる。その両方の要求の違つとこ
ろを国家が入つて、国費でそれを賄つ
てやるというのだから賛成だ。こう
申上げておきますので、お話は復旧し
ない土地、復旧不適地とされる所は特
にお話のことに適応するのだと思いま
すが、普通の復旧してもらう場合に
は、一方鉱業権者が金を出して、国家
の金も出してそうして復旧してやる。
ところが復旧してもらえない人は、鉱
業権者が出した金をもらつてそれつき
りだ、こういうお尋ねでしょうか。若し
そうだとすれば、あとのほうは大変不
公平になるので、それはやはり国家が
出して十分してやることになるのだ
らう、こう思ふのです。鉱業権者から
一定の基準の納付金をとつたら、それ
以上追求することは無理だと申しまし
たのは、私は繰返して申しますが、そ
れをそのまま農民に与えただけでいい
とは私は申しておりません。それが
悪いからこそこの法案ができておる
のだと私は理解しておる次第でござい
ます。

○委員外議員(清澤俊英君) 誠に先生
に対して失礼に當るかも知れませんが、
が、どうもそこところは私も私どもはわ
かりません。先生は農地を自動車かな
んかと一緒に考えておられるようですが、
土地を直したからつてこれは土地
というものは問題にならないのです。土地
は直しても問題にならない、土地はほ
うばうにありますが、それを耕やして
収穫がどうあるかが耕地というものの
性格なのであります。年々直しても
らつたものに農民が働いてそれから元
通りの収穫が上つた場合に、初めて我

私は納得する賠償ができたところ考え
ます。ここで穴があいたから何を持つ
て来ていいから埋めてしまふ、埋め
たら元通りじゃないか、これじゃ決し
て賠償にならないのでありまして、そ
ういふことをすること、それがもと
完全な形にならないから法律で一つ初
めから炭鉱業者がそこまで全部持つと
いうことは無理だろう、我々もこう考
える。考えるから或る限度をまあ一応
これくらいにしてやれ、炭鉱業者もそ
れではめつてしまふからそれではか
なわんからという、こういうわけで賠
償の基準というものを考えておるのだ
であつて、人のものを壊して全部直す
というところは別の話なんです。そ
ういふことをやつたら炭鉱業者も成立
しないから、これくらいのこと、これが
いかに悪いかというところが議論の
焦点だろつと思ふます。頭からこれだ
けのものを払つてやるのだからこれで
当期前という議論は私はどうしても納
得できない。人のものを壊したら直し
てやらなければならんと思ふ、先生も
おつしやつた通りです。元の通りに直
せないから国が直してやるということ
は次の問題だと思ふ、別の問題だと思
ふ。それを金銭賠償したからそれでい
いのだ、而もそれが正しいのだとい
うような言い方は私はどうも納得なりか
ねる。私はそうだと思ふ。それは民法
上から見れば全部鉱業権者が元通りにし
てやるべきが正当であらうけれども、
現実の鉱業権者の経営の状況、或いは利潤
の問題、それから申すとこれくらい
の額は一応してやらなければ炭鉱業者も
成立しない、だからこれくらいのこと
ろに落ち着いて、あと足らんところを
政府がしてくる、こういう状態になつ

ておるからこの法案には賛成だとおつ
しやることはわかります。そこを言わ
ないで金銭賠償するのだからこれだけ
出したらそれでいいじゃないかと、元
へも直らんものを持つて来てそれでい
いじゃないかというように先生のよう
におつしやられては、どうも農民は納
まらなかつたと思ふ。この点を一つも
度わかるように教えて頂きたい。

○公述人(我妻榮君) どうも御理解願
えなかつたのは大変残念であります
し、又いふ問題が複雑らしいので
すが、ただ一応弁解しておきたいの
は、自動車と同じように考えているよ
うだとおつしやつた点でありまして、
私は自動車と違つて申しましたので、
自動車と同じなら何もこういう法律は
要らない、民法の普通の規定でいいの
だ。ところが自動車と違つて複雑な事情
を持つておるものだから国家が入つて
こういう法律を作らなくちゃならん
と、こう申上げたので、よくお考え下
さればその点おわかり下さるだらうと
思ふ。重ねて申しますが、若し自動車
と同じだと考えているのならこの法律
全体に反対するはずと私は思ふのであ
ります。ただお言葉の御趣旨を考えま
すと、私が金銭賠償でいいと言つたの
は甚だ農民に不満があるのだ、即ち本
当は原状回復をすべきだがやむを得ず
金銭賠償で我慢してやるのだと、こう
原則をひつくり返さないと農民は満
足しないだらうという御趣旨だらうと
思ひますが、この点も先ほど申上げた
こととは何も安んじ切切というのでは
ないものでありまして、損害を全部金銭
で払うということですから、金銭賠償
ということだつて、その農民の生活に

生ずるすべての損害を金に換算して払
つてやる。御承知のように貞操権とい
うようなものでもちゃんと金銭に評
価して払うのでありますから、いんや
農民が生活ができないというやうな
のには無論金に見積つて払うのであり
ます。ですから、私も金銭賠償をおつ
しやることはいい、鉱業権者が金銭賠
償をおつしやることはいい、併しそのこ
とから価格さえ賠償すればいいとお考
えになつては間違ひだ、価格賠償とい
うことには固執なさらないようにとい
うことを特に声を大きくして鉱業権者
に申上げたつもりでありまして、その
点を特に御了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(清澤俊英君) どうも有
難うございました。

○島清君 我妻公述人にちよつとお聞
きたのですが、お説の通り鉱業権
は資本主義的な経営が確立されておる
と、農業は非資本主義的である、そこ
にこの問題のギャップがあり、そこに
国家が調整をしなければならぬ任務
があるのだというやうな立論に対して
は、私は異論を述べざるわけではござ
いません。

そこで問題はどちらのほうに重点を
おいて考えるべきかというところに
わゆる国家政策といひましようか、社
会政策的な本問題の扱い方の要点が要
請されると思ふのです。姫井公述人も
指摘されました通り、第一条の「国土
の有効な利用及び保全並びに民生の安
定」といふものが真先に謳われていま
して、そこにこの法律の要点がなけれ
ばならないように思ふのであります
が、併し頁をめくつて参りますうちに
何かしら後ろのほうの鉱業権者の側
に立つてこの法律の立案をしておるかの

ごとき印象を受けるところに私は割り
切れないものがあるのじやないか。そ
こで国家政策的にどこに重点をおいて
この法律は扱わなければならないかと
いうところに我々国会議員に要請され
た任務があるかと思ひます。併しな
がら栗田公述人からも公述があり
ました通り、無過失の賠償責任を負
うべきであるという議論も私は場合によ
つては成り立つと思ひます。更に
鉱害というものは予見できるのだ、予
想されるのだという場合にはこれは故
意である。従ひましてこういうやうな
場合におきましては、当然にこれは鉱
業権者が十二分な賠償をなして然る後
に足りないところを国家がこれを補つ
て行くというやうなことにすることが
私は社会政策的に要請されるところの
問題でなければならぬと思ふのです。
鉱業権者はもうけはうだいにうけて
農民へ被害が起きて参りました場合に
国家にこの責任が転嫁されるやうな形
がとられたのでは私はいけないのでは
ないかと思ふ。非常な偏ばない方と
言われてもいたし方がないのではない
か。こう思ひますが、公述人はこの
法案については大体において賛成であ
るというやうな趣旨を述べられました
が、一方この法律に對しまして、第一
条の国土保全というところに社会政策
的な重点をおいて考えるべきである
か、又鉱業権者は故意と故意でない
にかかわらずその問題に對して責任を
負うべきものであるとお考えになるか
どうか、この三点について御答弁を願
ひたい。

○公述人(我妻榮君) 三点とおつしや
りましたが、はつきりいふと、御答弁で
きるかどうかわかりませんが、全

体として社会政策的に行うか、或いは
飲業権者の義務の全うと申しますか、
という考えについては飲業権者が僅か
な金を出してそうして利益をたくさん
得る、農民のほうは非常に苦境に陥る
という結果になつては困るとおつしや
ることは誠に説の通りだと私も思ひ
ます。従つて先ほど法案の二千乃至五
千とあるのにつきましても私はあれで
いいと申上げたのではなくて、ただあ
れをもつと減らせという意見があるそ
うだがそうする必要はちつともないの
じやないかと申しましたので、ここで
更に具体的に御検討の上でもつと大き
く、場合によつてはもつと多いことも
あり得るよりなうにしていいじやな
いかとお考えになれば、それについて
も私は反対はいたしません、併し問
題は恐らくもつと根本の農業と飲業と
が組成その他においてアンバランスに
なつていないかどうかという大きな問
題が根本にあるのじやないか、単に賠
償の問題だけでなく、そういう点にあ
るのじやないか。そうしてそうだとす
れば組成の面で、それを調整するよう
なことはまさに国会で皆さんがおや
りにならなければならぬ重要な任務だ
と私は考えておるものであります。

それから無過失の賠償責任という問
題であります。これは非常にむずかし
い問題であります。私は土地調整委
員会の委員長をいたしておりますが、
これは御承知の通り、飲業と他の産業
との調節を図るという任務を課せられ
ておるのであります。ところが例へば
或る九州の地区に参りますと、何百年
来附近の山から水を引いて来てそれが
高原の窪地に溜められて、そうしてそ
れがかんがい用水となつて広大な土地
をかんがいしておる、それが何百年來
その通り続けられておるという状態に
ある、農業経営として恐らく非常にア
リミチなものであつても何か効率的な
ものができないものだらうかと考えら
れるようなかんがい用水の場所がある
のであります。ところがその下で石炭
脈が発見されてそれを掘るといふこと
になりますと、上のかんがい用水池が
みんな陥没して行きます。そのときに
農民の立場をどこまでも保護しなけれ
ばならぬ、そのかんがい用水に何千戸
の農民の生命がかかつておるといふこ
とを余り強く主張いたしますと飲業地
下資源の開発が不可能だと思ひます。
そうした場合、私は無過失責任に當る
か、過失責任に當るかというような抽
象理論では問題が片付かないのじやな
いか、これはやはり国家が入つて一方
において我が国のかんがい用水が何百
年來の姿であるのを何とかして直して
行くようにしなければならぬ、それを
直して行くといふことは耕地を殖や
すことになるだらうと思ひるのであり
ます。それをやると同時に、今度は石炭
も今までの用水溜の下になつて掘れな
かつた所も掘れるといふようにすべき
ではないか、この点に国家が非常な力
をこぼ入れられるならば農業生産も増
して、そうして地下資源の開発もでき
るといふことになるのじやないかとい
ふことを考えるのでありますけれども、
併し土地調整委員会なんといふものは
それほどの大きな力を持ちませんので、
現状をそのままは認めたしまして、現状
が余りに大きな変更を受けるといふよ
うなときには飲業権を差止めたりしま
す。併し私はその場合に飲業権を差止め
ましても、いつも腹の中ではもつと日本

の国家が、農業が近代化してそうして
飲業との両立といふことに力を入れる
べきではないか。甚だ口幅つたいこと
を申すよりでありますけれども、どう
も農民のほうでは原状回復といふこと
を一点張りに進めになり、そうして飲
業権者のほうはその金銭賠償といふこ
とを条件に立ち廻つておられます。そ
うして農林省は農民の尻押しをし、通
産省は飲業権者の尻押しをし、子供の
んかに親が出て来ておる有様で甚だ遺
憾だと思ひながら、私はいつでも事を
解決しておるのであります。そのこと
にきこした法案が多年に亘る希望を
満足させる意味で私は根本において非
常に賛成だこゝろ申上げておるのであり
まして、個々の点については恐らく検
討の余地があるだらうと思ひます。そう
しても、これを十分に運営して、そうし
て農林省、通産省と申さず国家すべて
が力を一にして農業の近代化と飲業と
の両立といふ大理想に向つて進む一
歩として頂きたいと思ひおけなうで
す。

○委員長(竹中七郎君) では午前中は
この程度で打ち切りまして、午後は一時
半から再開いたしたいと思ひます、御
異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(竹中七郎君) ではさうい
たします。

午後零時四十四分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(竹中七郎君) 午前中に引続き
まして委員会を開きます。

公述人として福岡県知事杉本勝
次君にお願いいたします。

○公述人(杉本勝次君) 私は福岡県知

事杉本であります。福岡県における石
炭の年間生産量は、戦時中二千四、
五百万トンでありましたが現在では約
千六、七百万トンに低下いたしてあり
ますけれども、それでもなお我が国出
炭量の約四〇%を占めております。こ
の石炭採掘によつて国家国民の受ける
利益の大きいのに対比して、炭鉱地区の
住民のこうむるところの被害は誠に甚
大なるものがあります。この被害の問
題がすでに深刻な社会問題となつてお
りますことは各位御承知の通りであり
まして、福岡県といたしましては大正
八年以来今日まで実に三十有年余の間
これが救済対策について官民一体とな
つて努力いたしておりますが、この長
年の要望が漸く取上げられて、先に戦
争中の強行採炭によるいわゆる特別飲
害に對しては特別飲害復旧臨時措
置法が制定せられました、目下着々と
復旧行事が進捗いたしております。私
ども深く感謝いたしておるところであ
ります。今回一般飲害の復旧を目途と
して臨時石炭飲害復旧法案が提案され
ましたことを深く喜んでおる次第であ
ります。

参議院通産委員会におかれまして
は、この法案の審議に資せられるため
に、特に竹中委員長を初め、島、清
澤、小松の各委員がつぶさに現地の御
調査に当たられたのでありますが、その
節初めて飲害地の実態を見られました
竹中委員長及び清澤委員は、この飲害
といふものが如何に深刻、ひどいもの
であるか、又この飲害地の救済問題は
決して九州の一角に限られた一地方の
問題ではなく、まさに国家的な重大問
題であるという実感をお持ちになつた
ようであります。私はそのことを直接
承つたのであります。余りにひどい
被害の状況に驚かれたようでありま
す。この状況を現実に見ない人々に
は、ともすればこれは一地方の問題に
過ぎないかと考えられがちであります。
我々はどこまでも国家的立場、無私の
立場に立つてこの問題を取扱いたいと
申されておりましたあのときのお言葉
を有難く存しておるのであります。

この法案が今国会に提案される運び
になりましたことについては、私は次
昭和三十五年第七回国会において特別
飲害復旧臨時措置法案を審議決定され
る際の国会における附帯決議として、
一般飲害の復旧についても特別飲害と
一体不可分の関係にあるものとして特
別の関心を有すると共に、飲害対策は
総合的な国土計画の一環たる性質を有
するものと認めるを以て、政府は速か
にこれが対策を樹立せしめたい旨の決議
がなされておる、更に同年十二月、第
九回臨時国会におきましては、新飲業
法の審議に當り、国会ではこの法案
中、飲害の賠償は原案の通り金銭賠償
の制度を認めるが、飲害地の原状回復
に對する被害者の熱望に應ずるとも
に、食糧その他重要物資の生産を確保
するためにも、原形に回復するか、少
くともその効用を回復せしむることが
必要であり、この費用を飲業権者に負
担せしむることは、飲業を奨励に導く
こととなり、又この種経費を多少なり
とも被害者に課することは、適正賠償
の点からも斷じて許されないと、こゝ
である、結局国庫の負担において遂
行するはかないのである、政府は速
かにこれを実現するために適当な法
律を立案すべきであるといふ趣旨の

決議がなされておるのであります。爾來本年三月までに政府においては鋭意周到なる検討が続けられまして、案を改めること実に六回に及ぶと聞いております。その間私どもは絶えず政府と折衝を重ねて参りましたが、我々の強い要望の重要な部分がなおこの法案には入れられていないということに誠に遺憾に存するのであります。私も極めて重大なる関心を持つてこの法案は、本国会において是非とも審議御決定を頂くことを念願しておりますけれども、併し、これが原案のまま国会を通過したならば、我々といしましてはこの法律の実施に當つて種々困難な問題が起るのではなからうかという事を憂慮するのであります。よつて以下私が公述いたします修正希望の諸点に關しまして、各位におかれましては特に十分なる御検討をお願いする次第であります。

その第一は第七十五條に關するものであります。目下衆議院では本法案を月余に亘り慎重に御審議中でありまして、なかならずこの第七十五條に規定する復旧工事竣工後における賠償責任の消滅問題が論議の核心をなしてゐるやに聞かされております。現行の鉱業法に規定する損害賠償の責任制度は、対価相当額の金銭を支払ふことによつて賠償責任は消滅することとなつております。従つて、この原則を基礎として法制化されました本法案の建前としては、著しく多額の工費を投じてまで原状回復をするものではなく、農地が本来持つておつた効用を回復する程度の復旧工事を施行するに過ぎないものであります。従つて、鉱害農地は復旧工事の完成後も、なお被害前の状態に

復帰しないのであります。このためには暫定期間の補償は考慮されておられますけれども、効用回復程度の復旧であることによつて、その後においても豪雨、出水等に起因して年によつては著しい減収を来すことが予測されるのであります。かかる場合に於ける被害は現実の問題として補償の必要があるにもかかわらず、この法案ではそれが認められないのであります。鉱業権者の主張としては自己責任の金銭賠償以上に負担する理由なしということであり、一方被害者の立場としては、原状回復でなく、効用回復である以上賠償責任の打ち切りは納得がいかない、損害を甘受せねばならぬ理由はないという主張であります。その開きをどうするか。國も鉱業権者も石炭産業のためには多少の犠牲が被害者にあつてもそれは止むを得ないとは申されないのであります。事實はまさにそうなつておると思ふのであります。ここに問題点があるところでありまして、鉱業法の建前から来る筋道は私も了解しないではありませんが、鉱業法の金銭賠償主義にそも／＼問題が残つておると思ふのであります。勿論今日のところは鉱業法が問題ではありませんが、この問題を被害者のために親切に取上げて頂きたい、私が申すのはこの点の七十五條は被害農民のためにもう少し進んだ社会立法的性格の規定に御修正をお願いするのであります。

第二は九十一條に關するものであります。これは農地並に農業用施設の復旧費の一部を都道府県に負担せしむる規定であります。そも／＼鉱業権は設定又施業案の認可等一切の監督権は國にあつて都道府県には何の権限もありません。農地の鉱害による米麦の減収に對する年々の補償額は福岡県だけでも年間実に四億四、五千万円に達しております。又財政的に見ても現行福岡県で負担してゐる経費は年間四千九百八十余万円であるにもかかわらず、これら鉱業による鉱区税の収入は僅かに年間二千二百九十余万円に過ぎないのであります。従來農地及び農業用施設の災害復旧費に對しては都道府県はその復旧費の割を負担することとなつておりましたのが、地方公共団体の財政事情に鑑み昭和二十六年からこれに關する法律はすでに廃止せられておる事例もあるものであります。鉱業権者が負担した復旧費を以てなお且つ不足する部分については、これは國が負担すべきであり、都道府県にその一部を負担せしむることはその何らの根拠なく、又負担する財源もないのであります。この点は地方財政委員会においても今私の述べるところと全く同一意見であります。

第三は第九十二條の規定に關するものであります。道路河川その他の公共施設の復旧につきましては一応國庫補助金は交付するが、その交付した補助金は工事完了後に当該鉱業権者から償還させる仕組みになつております。即ち鉱業権者の全額負担に對しては原状回復をやれというものであります。が、これも鉱業法の建前からさういうことになつておるものであります。それは道路とか或いは河川等の公共施設には對価賠償といふことはありません。従つて金銭賠償即原状回復であります。従つてこの点も鉱業法で縛られ

てこれは鉱業権者が全額持つべしといふことになつておるのであります。併しなから従來鉱害による公共施設の復旧費に對しましては、現在出資されておる特別鉱害にいたしましては、その以前のプール資金制度のときの復旧のやり方におきまして、相当高率の國庫補助金を出してゐる事例がありまして、ただこの一般鉱害の復旧に限つては曾つての国会における附帯決議の趣旨が没却されておるやうに考えられる。鉱業権者の過重の負担となり今後の復旧工事の実施に支障がないかを恐れますので、この種公共施設の復旧に對しては國が相当額の補助金を交付して復旧を促進するやうな御修正を願ふことが妥當ではないかと思ふのであります。

第四点は第六十六條に關するものであります。鉱業権者が不明、或いは賠償義務者が負担金を納付することが困難である場合の農地及び農業用施設並びに公共施設の復旧費は、國と地方公共団体とが負担して復旧することとなつておりますが、農業用施設並びに公共施設はその管理区分によつてそれぞれ地方公共団体が維持管理をいたしております。その維持管理者たる地方公共団体は全く被害者の立場でありまして、被害者が復旧費を多少なりとも負担するといふことは理論的にも成り立たないし、又現下の地方公共団体の財政事情から見てもその負担は不可能であると思ふのであります。石炭鉱業の國家性から見てもこのやうな特殊な鉱害は勿論全額國庫の負担に對しては復旧すべきものと確信するのであります。

第五は第七十九條及び第八十條に關するものであります。家屋等のいわゆる非公共施設の復旧工事に關しましては定められた条件に該當するものに限る、その物件を復旧することによつて通商産業局長の許可を受け、加害者と被害者が協議して復旧するといふことが原則となつておりました。若し両者の協議がまとまらなかつたときは、通商産業局長の裁定によつて鉱業権者の負担に對して復旧することとなつておるのであります。又家屋等の復旧は、現行の特別鉱害復旧臨時措置法によつて見ましても、復旧費の一部を受益者負担として被害者から徴収されつつある事例もあるにはありますけれども、被害者は自己の家屋が鉱害のために戸障子の開け閉めができなくなり、或いは雨洩りがするとか、或いは宅地が陥落しておるとか、雨の降るときは直ちに床の上まで浸水するなど、長い間有形無形の損失、迷惑をいたしてありますが、これらの点については何ら賠償を受けることなくただ黙々として復旧の実現を願つておるのであります。それであるのに、復旧費の一部を、単に耐用年数の更新といったやうな理由によつて被害者から受益者負担金として徴収することは、何としても無理があると思ふのであります。このことがこの法案におきましても規定されておることは遺憾に存しております。これは五十二條の關係であります。御修正をお願いしたい点であります。なお全般的に申してこれら家屋等の復旧につきましては今少し強力な措置が規定せられて欲しいと思ふのであります。

第六は第九十四條であります。復旧事業団の事務経費の一部を地方公共団

九

体及び復旧工事の施行者に負担せしむる規定がありますが、この復旧事業団の設置につきましては私どもは相当異論があつたのでありますが、その都度政府はこの経費は絶対に地方公共団体のものには負担せしめないと主張せられると共に、復旧事業団は通商産業大臣が厳正に監督すると言つておられたにもかかわらず、国会に提案されたこの法案によりますと事務経費の一部を地方公共団体に負担せしむることとなつております。これは国が当然出すべきもので地方団体に負担させる理由はないと考えます。このようなことになれば我々はむしろこれまで折衝しておりましたように特別鉱害の復旧にならつて政府の特別会計扱いとして頂きたいのであります。

第七にこれは第二条に返りますが、この法案によつて復旧の対象となる公共施設の定義におきまして学校というのがありますが、これを学校及びその他の公共建物というのに御修正願いたいのであります。この点は先ほど姫井氏からも詳細にお述べになりましたので、これ以上述べることを略します。

以上が本法案に対して修正を要望する主要な点であります。更に附則によりますとこの法律は昭和二十七年七月一日より施行するということになつておるにもかかわらず、今年度の国の予算を見ますればこれに伴う何らの予算措置が講ぜられていないように思ふのであります。この法律の制定に必要な予算はこれまでのような一般公共事業費の予算中に包含せしめることなく、別個に区分した予算として速かに計上せられるように政府に御要求願いたいと存するのであります。

最後に一言いたしますが、この法案の対象となつておる鉱害だけでも現存するものは福岡県だけで大体二百億、そのほか佐賀、長崎、熊本、山口の諸県、その他亜炭の岐阜県その他を加えて總額二百五十億程度に達するものと私もは思うのであります。国の現状としても国内の石炭は今後ますます増産の必要に迫られておりますので、今後における鉱害は累増こそすれ減少するものとは考えられません。従つて現存の鉱害の処理にのみ目を奪われて他面不斷に進行して行くところの鉱害の発生を忘却してはならないと思つてあります。即ち石炭採掘と鉱害の復旧及び防止を合理的に計画的に解決して行かなければならぬと思つてあります。この問題については専ら石炭鉱業の施業を監督する主務省は勿論他の関係機関との密接な連絡の下に万全の措置を講ずる必要のあることを確信するのであります。

以上をもちまして私の公迷を終ります。が、實在するこの悲惨なる飢害を十分御認識頂きまして、社会問題化しておる現地の不安の除去のために、又新しき公共福祉のために、又国民経済の復興乃至国土保全のために、一般飢害の早急なる解決を期待すべく極めて重要なこの法案に対して、以上私の申し上げまして修正意見を十分御検討願ひました。本法案の速かなる成立を熱望いたします次第であります。会期はすでに余すところ僅かになつておるこの場合、衆議院における審議が非常に暇たつており私どもは深く焦慮いたしております。参議院に回付されて参りましたときには、特別の計らいを以て早急の御決定を願つてやまない次第であります。

○委員長（竹中七郎君） 次に日本石炭協会副会長万仲余所治君にお願いいたします。

○公述人(万仲余所治君) 日本石炭協会の副会長の万仲でございます。協会長が伺つて公述を申さうべきであります。が只今旅行をいたしておりますので、つい私が代りまして公述を申上げることになったのでありますが、私願みますると丁度一年半ばかり前特別鉱害賠償問題が論議されましたときに、當時北海道の石炭協会長をやつておりました張炭鉄、張炭鉄業所長をやつてお

りましたので、北海道地区の意見を当
通産委員会でご承認上げたことがござ
います。当時は誠に残念なことござ
います。被害者と申しますか、被害を
受けたかたも、それから加害者とい
う言葉は当りませんが、被害者とい
う意見の喰違ひがありましただけで
はなく、被害者側におきましてもし
喰違ひなどがありまして私もその
一方の旗を持ったようなことで恐縮に

存じておつたのでございますが、その問題が実を結びまして特別鉅害賠償の法規ができました、更に二十五年の暮には根本的な鉅業法の改正が多年の研鑽の結果できました、この二つの法制ができましたる際にいずれも附帯決議が付けられたことは先刻杉本さんからお話の通りであります。その附帯決議に基いて今日この問題を具体的に御審議を願つておりますということは、私どももいろいろ変遷を顧みまして誠に愉快に思ひますと同時に、ここへお持越しを頂きました関係のかた々に敬意を表しますと同時にありがたく存じているところであります。

原則的に申しますと、私どもは特別飢饉のときにも申しましたように、一般飢饉の極めて悲惨なる状態は國家として救済すべき相当の問題が残つてゐる、それをお救ひ願ひたい、そのためにどういう法規ができるということには非常に賛成でありまして、一日も早く御審議の上にこの法制が適正なる形においてできることを希望いたします。ただ今回の問題につきましても、衆議院に上程されましたから私ども法案を拝見いたしますと中に

二、三私どもが不満に存することがございます。だん／＼それがいろいろな面で御審議を煩わしておりますうちに、ともするといわゆる被害者側と鉦業権者側との間に非常な意見の喰違ひがあり、非常な争ひの種でもあるかのごとく思われるような情勢も出ているやに思われますのであります。これは非常な誤りでありまして、私ども被害者のかた／＼と多くの点に

おいて同じ考えの下にこの法制の成立を望んでいるのであります。ただ考え方の一部に相違があります。これは争いでも何でもありません、相違がありますということはこれから申上げたものと存じます。この点は結論的に申し上げますと、先刻午前中に我妻さんがおつしやいましたことがその問題の核心でありますと同時に杉本さんが第一点におまげになりました鉾書賠償責任という

ことも見きわめるということになるの
であります。衆議院におきまして私ど
もの協会の会長の福永が申述べまし
たことは九点ございます。その九点の
うちでも我々が最も重点を置きます
点は四点ございます。それらの点につ
きましての意見は今以て要りまして
はございます。

ん。併しながらその後のいろいろな情勢、衆議院における御審議の情勢も我々我はのかに承わつております。又地元のいろいろな動きも承知いたしております。まして、なか／＼に難航を続けておられるやに承わつております。何とかしてこの法案を成立させたい、実を結びたいと存じまして、私どもはこの九つの意見、更に集約しましてそのうちの重点を置きます四つの意見、それを最後の一点に集約いたしております。この点も経過的に申し上げます。

先ずお話を申し上げます関係上衆議院におきまして私どもの会長が公述いたしました点をただ簡条的に申し上げますが、第一点は今申し上げましたように、七十五条並びに七十七条という内容に盛りれております賠償責任というものは尾を引くべきか尾を引かざるべきか、金銭賠償或いは原状回復という事柄が我妻さんもおつしやいましたようないろ／＼問題がありますが、

我々は一昨年の暮にできまして昨年から実施されました鉱業法の根本精神といふものは、あくまで今日といえどもこの特別法制ができましてもその根本方針が続けられて行っているのであり、行くべきである、固い言葉で申し上げますと、金銭賠償であります、金銭賠償という言葉を申し上げますと、先ほど御質問があつたように鉱業権者は金を惜むのじやないかというふうにとら

れますけれども、金を惜む惜まぬという問題じゃありません。日本の鉱業法の根本の建前は金銭賠償主義、効用回復主義ということになっているのであります。このなっているのを今度の法例で原案もやはりそれを支持して出しているのであります。今度のこの特

別法制でその根本概念を變えようとした
 することはと無理であると考へるの
 であります、それが第一点でありま
 す。あとで又この点は特に私どもが主
 張する最後の一点でありますから詳し
 く申上げます。

第二点は今申しましたことに附随いたしております。農地の復旧をやつた場合に灌漑施設を設けた、この灌漑施設の維持管理ということが原案では最後的にはどこも受継がなければ鉦業梅者に行くべきであること、ということになつておりますが、これは我々は了解できない点であります。これは今申しました根本理念からしても、当然行くべきところが若しなければそれをなさつた事業団体がお持ちになるのは当り前だと考えております。これもあとで申し上げます。

第三番目の点は納付金の基準になります点でありますが、これも先刻我妻さんがおつしやつたように二千倍乃至三千倍が多いとか少いとかいうことは、金銭賠償を少なくするのだ、これだけであとはかまわないのだということとは違うのでありますけれども、この点は我妻さんは学者でありますから経営という面にタッチなさつておられない。片方は金銭賠償主義ということに切が鉦業権者にあとを引かないように切るべきであるけれども、片方は金が金計要つたら幾ら取つてもいいじやないかとはおつしやいませんでしたが、そういうことも合点が行くような御議論でありましたけれども、この点は我々経営者としては、経営という面から考へなければならぬ、おのづからここに限度がある。一體賠償ということがおのづかしいという根拠から出ていますので

ありますが、これに對してもいろいろ疑義があるのでありますが、この面で非常に問題があるのであります。これはあとで申上げますけれども私共は一応は貸貨價格の五千倍を限度とするという程度には行かない、現実の今の情勢におきましては三千倍くらいでよろしいんじゃないかと考えておりますが、これは法案の成立を本當に熱望いたしますがためにあとではここまで主張いたさないことになっておりますが。

第四番目は国庫補助の対象であります。九十一条でありますが、これを補償金とか、今の維持管理の費用とかいうものを含めた復旧費等という観念、四十八条のいわゆる観念にまで広めて確定して頂きたいということであります。

第五番日は、これは事務的な恰好になりますが、評議員会は議決機関になつておりますが、私ども今日までのいろいろな考え、近き将来のことを考へまして、自治庁があり、監督官庁があり、任命権を握つていふというこの際に評議員会を議決機関にする必要があるかどうか、我々は少くとも今日の状態においては諮問機関であるのが順序じやなかろうかと考えております。

第六番目は評議員会の議決の方法でありますが、これは出席者の三分の二以上ということにしたい、これ以上今申しました、さつきの諮問機関ということとは矛盾いたします。若し仮に議決機関であるとしたとしても、そういう場合には非常に重要な権限を持つと同時に、重要な審議をやつて頂きたいということから三分の二以上の決を以て進んで頂きたいと思うのであります。

第七番目は事業団体の事務経費、これは全額国家負担にして然るべし、これは杉本さんもおつしやつております。いろいろのかたも御賛成頂いておるやに考えます。

第八番目は国庫補助費償還の規定、これは削除して頂いて公共施設の復旧にについては災害復旧に準じた補助を頂きたい、これも先刻から皆さんおつしやつております。

第九番目は、これは事務的なことでありますが、報告規定、資料を出さなかつたということで罰則をつけるというふうなことは、少くともこの法規の観念上からは行い得ない、そこまではやる必要はなからう、百一条の三号の罰則を削除して然るべきである、こういふのが衆議院の公聴会で私どもの会長が石炭協会のメンバー会社を代表して申上げた意見であります。

そのうち特に初めに申しました四つ、根本的な理念の問題にからむ問題、納付金の倍率の問題、国庫補助の対象の問題というようなことに重点をおいて私どもは問題を速かに解決して頂くように努力いたして来たのであります。先刻も申しましたように、会期が切迫いたしておりますけれども法案の審議が非常に停滞いたしております、何とかこれを通過さして新らしい民生安定の境地を開かなくちゃいけません、そのためには我々がただ徒らに主張を固持してはいかんとすることから考えまして、最近に至りましては私どもはこの根本理念ということが損わない限りにおいてはあの点は我慢いたします、仕方がありません。同じ考えは持つておりますけれどもこの法案を通すためにはそこまで我々は考えて

行かなくちやいかんということになりまして、只今私どもは特に主張いたしております点は、この根本理念の問題、根本理念の問題がどこに現われておるかと申しますと、七十七条の灌漑

施設というところに現われております。これはよく例を引かれるのであります。が、復旧団が復旧工事をやりますと、五尺下つたものを五尺上げれば問題ないけれども金が足りないから三尺上

ける、あとの二尺足りないために雨が降ると水が溜る、その効用を回復するという見地からは灌漑のポンプをつけてそうしてそのポンプの維持管理の費用をくつつけておけば効用回復ができるのだという、そのポンプの維持管理の問題が一つ、我々のこの根本理念に反する状態の下にこの原案に出ておるのであります。ポンプの維持管理については、事業団が作りまして被害者、

鋳業権者、それから地方の關係のこれらのところへお引取を願いたいということをお願いして誰も引取らないというときには、鋳業権者にそれを落着かすんだということであります。なぜ鋳業権者に落着かせなければならんか。一つの理由は五尺のものを三尺しか上げないであとの二尺は代弁をするのだからまだ賠償責任が残つておるのだ、こういうのが一つの理由であります。今一つの理由は、この法規は十年間で消えるのだ、従つて事業回なるものが十年たつたらなくなる、なくなるこのわかつている事業回にそれを与えることのおつたのでは十年たつたらどうなるかわからんというの、一つの理由のようであります。最初の理由は、我が国が申しますように十分根本的には我

我が鉱業を営みます際は、地下の石炭は国家のものであります、これはおしやかに説法申上げる必要ございませう、国家の石炭を国家の許可を得て国家の指示する方法によつて採掘をする

す。監督官庁は始終我々を監督し現場を廻つておられるのであります。こういうことによつて我々が許可を得、監督を受けながらやつておる事柄であり

まして、その上に起つて来る被害は、これは学者が起るのの止むを得んとおつしやつておりますから止むを得ませうが、その上に起つて来る被害というのは、これは過失責任じやありません、故意ではありません。この点が非常に明瞭なであります。併し起つて来る被害は非常に面倒なことができないのだ、被害者は何も罪がない、何とせねばならぬということになるので

あります。そこで大きな事業をやつておられますところから、無過失損害賠償の責任問題が論ぜられました。当時の立案しておられたかたも当議会の議員、今やつていらつしやるかたが、たまたくさんおられますが、皆さんがおつしやいますように、この無過失損害賠償理論を法規に盛り上げたのは理実に行われてゐる姿をそのまま直したというのでありますが、当時、今でもそうは言えると思いますが、無過失損害賠償理論をどん／＼法規に現わしたということには、非常に先覚的であつたと言いますか余りなかつたのであります。無過失損害賠償であるということは非常にはつきりいたしておるものであります。これを故意であり過失でありとおつしやるのは今の状態において、少くとも近き将来において

はないであらう、特別な世界理念が変革する非常に遠い将来ということがあると考へただけであります。今若しくは近い将来においては無理なものであります。そうであるから、無過失損害賠償である、而も炭鉱を経営する者が経営し得る限度において無過失損害賠償をやらねばならぬのであるといふことに盛り上げられて、その金銭賠償の限度をほんの僅か超えるようなときには、復旧を要求してもいいといふことが鉱業法に書いてある、そういう原則から来ておるのであります。従いまして特別損害賠償という問題が起りました際にも私は申したのであります。が、國家が一定の基準、一定の許可標準といふものを離れて、國家の危急存亡のときであるからこれをやれという特別の命令をされた以上は、國家の責任においてなすべきであるといふことを私も当時強く申したのであります。が、その問題がこの問題に当然そのまゝ現われております。當時の鉱業法の改正附帯決議におきましても國庫の負担においてということが強く言われておるのであります。國庫の負担において責任、今我々さんがおしやつたようにこのギヤップは防がれて然るべきであります。その防ぎ方でありまして、その防ぎ方につきましては國家の貧富と申しますか、文明の度合と申しますか、國家それ自体のそのときに置かれた世界における状態といふものによつておのずから変化がなくてはならない。國家自体が非常に國家の各産業が、國民が非常に富んでおる状態であり、文化の水準がうんと高くなつておる状態と、戦後のかくのごとき状態とはおのずからそこに

に差があると思う、又あつて然るべきと思ひます。その度合によつて違ふと思ひます。従つてそこに非常に文句の起る余地があるのであります。けれども、ここはその國全体の考え方から行かなければならぬと思ふのであります。でありますから、経営者の能力において一応の負担は経営者に十分足りない面がある、國家が補填をできるかどうか、どの程度できるか、他の産業との関連においてどの程度できるかといふような腕み合せによつて、ここに初めて問題が露骨するといふことになるのであります。これはみんな鉱業権者が負担すべきものであるといふことは、すくなくとも今日の狀態においては私にはあり得るものじやないと思ふのであります。殊に一応の負担をしてもなお特別な狀態、風水害が起つたとか或いは賠償責任は消えないのだ、まだ消えてはいないのだという議論に至つては、これは根本法規である鉱業法を更に曲げよう、曲げるといふ言葉は悪いのであります。曲げようとする事になるのであります。これはむしろ若しそういうことがあれば、今日論ずべきであると仮に仮定いたしましたとしても、これはつい最近でございました鉱業法の際にすでにその問題が解決されて、そして附帯決議になつて現われておるのであります。根本の問題は根本のときに根本法規を改正して然るべきものであると思ふのであります。私は決して被害者側が復旧される限度が十分であるといふことを申したのであります。我々さんと同じでありますけれども、我々さんは一方においては経理の面は別にお考へにならぬのですから、

欲しかつたら幾らでもとつてもいいといふような意味合いの議論をなさつたかも知れない、私はそこに度合がある、鉱業権者が鉱業を経営して行くことが妥當になし得る状態の下に復旧の賠償といふこともなさるべきである。もと／＼故意や過失によるものではありませんとし、故を強く申上げておきたいと存するのであります。要しますものに、私どもは本法案の成立を望むものであります。本法案が成立することによつて被害を受けたかたがただけではなく鉱業権者といへども非常に明るい将来の見通しができるものであります。私は金の問題を離れてこの法案が成立することを非常に望みますと同時に熱望いたしております。おりますけれども我が最後的一点、我々が考へておりますこの根本理念といふものが若し損われるならば、これは重大問題であると思ひます。私は今回の鉱業法規をそれに附帯する決議に基く特別立法によつて變へるべきではないと考へておるのであります。以上申し上げましたが、若し御質疑がございましたらばのちほどお答へいたします。一応終了します。

○委員長(竹中七郎君) 次に福岡県鉱山関係市町村連盟副会長春孝一君にお願いいたします。

○公連人(春孝一君) 私は只今委員長さんより御紹介を受けました春孝一でございます。参議院通産委員会の公聴会におきまして、私に意見開陳の機会を与えて頂きましたことに對しまして誠に光榮に存するものであります。先ず最初に被害地住民を代表する一人といたしまして先生がたに御礼を申し上げます。新鉱業法が昭和二十五年の

第九国会において成立するに際しまして、政府当局は鉱害の賠償について、原案の金銭賠償主義を採用するのほかにないが、被害現地の惨状と被害者の痛切な要望に應えるため、原状復旧か乃至は効用回復の措置を講ずるといふ旨の声明を出されたのであります。が、政府当局は忠実にこの誓約を御実行になり、その手始めに先ず一般鉱害復旧対策審議会を組織せられまして、あらゆる角度より真剣に研究討議して頂きその成果として対策要綱なるものを作成せられました。今次法案を得るまでに構想を練らるること六度に及ぶといふことを聞き及びまして御研鑽の跡は誠に敬服の極はございせん。又政府要路のかた／＼には海外における鉱害の状況とこれが対策の事例を視察調査して頂きましたこと、並びに法案作成の過程においてしばしば、被害現地を御視察に相成り、数回に亘り私どもや炭鉱業者の意見を聴取せられましたこととでございます。西尾鉱害課長の飛行機事故による殉職も本法案の生んだ悲劇でありまして誠に御同情に堪へません。かく各般に亘る周到細心な手を打つて頂きましたことに對しまして感謝の念を払ふものでございます。

次は最近に至り参議院竹中通産委員長殿を初め、清澤、小松の三先生が国会開会中わざわざ福岡県に御来県になり、被害地特有の悪道につき、雨中を日没時まで熱心に現地を御踏査になり、被害住民の訴えに耳を傾けて頂き、身近にその認識を深めて頂きましたことはこれ又感謝に堪へないところであります。その御労苦に對し敬意を表するものであります。

その三は本法案と姉妹関係にある特

別鉱害復旧臨時措置法も昨年頃より本格的施行の段階に入りまして、おかげさまで水没田にも何年ぶりに田植ができて農家は喜び、道路の修復も成り又小学校校舎の復旧が実現して児童も教授も父兄も喜んでおります。又戦後絶えて出なかつた水道の水も出るようになって主婦も喜んでおります。かくして荒廢した鉱害地にも少しづつ生色がよみがえりつつあるものであります。以上の三点につきまして厚く御礼を申し上げます。

私は法案修正に關する具体的なお願いをする前に少し被害者としての考へと立場を述べまして頂きます。私は筑豊炭田の真中に生れ朝夕鉱害地を目のあたりに見て育つて参つたものでございせん。そも／＼福岡県の石炭が炭鉱の形態によつて掘り始められましたから五十四年の歴史を持つております。而してその五十年の長い年月の間に掘採された石炭の総数量はおびただしいものであります。私の計算では約九億トンと推定されます。但しこれは全部が全部良質の石炭といふのではなく、石炭に附随して掘り出すところのボタ、土等を含めての勘定であります。量が地下に空洞を生ぜしめておるといふことは否めないところの事実であります。その結果地面が沈下する、傾斜する、陥没するために農地は池沼同様の不毛地になつております。一方ボタのほうは積り積つて筑豊炭田特有の風景でありますところの例のピラミッド型のボタ山となつております。而してこの九億トンという総數量をわかり易く申しますと、仮に地表のどこもが一メートル平均に沈降するといつたしま

してその面積は実に近江の琵琶湖をしのぐ宏大な地積になつております。国として果として放置できない由々しい問題であるというに思ひをいたされまして一層の関心を鉱害問題に寄せて頂きたいと考えておる次第でございます。

次は石炭産業の特異性について申し上げます。福岡県の場合を例にとりましても、北九州地方の重工業は鉄を中心とする製造、加工、運輸等の産業でありまして、時に経済界の消長は免れないにいたしまして、これらの産業は永久性、持続性を持つて年々栄えております。福岡県の南部の筑後平野の農産物も一望の沃野に年々歳々生産されて悠久の生命を湛えております。

これらに比し筑豊地帯の石炭産業は、地下資源たる石炭を日夜を分たず掘り続ける、殊に戦時中、戦前はそうでありまして、掘り出した石炭をほかに運びますので、筑豊の石炭産業はあたかも自身の骨を削り肉を分けて行くのであります。筑豊の炭命が今後仮に五十年あるといたしまして半世紀後には筑豊地方は肉は細り色はあせて地表は醜くになります。遂には私どもの郷土は消え失せて行くのではないかとこの憂いを持つておるものであります。而も石炭は過去五十年間明治、大正、昭和の近世日本の基礎産業といたしまして生産を育成し経済を培養いたし国力の推進に力をいたしましたことは、これは絶大なるものがあるものであります。かく国家性の高い石炭を産出して国の経済の伸長に貢献いたしました福岡県が逆に今では犠牲者となつて沈んで行くことは、私ども郷土を守る町村長としても耐えがたいところでございます。私

は又こうも考えます。国に台風が吹く、或いは津波が海岸を洗う、激甚な被害を加へました場合は、政府は急ぎその災害対策に手を打たれます。そして一県に何億という莫大な災害復旧資金を交付されることもあるわけでありまして、勿論国土保全、民生の安定のためにこれは必要であります。が、鉱害の場合は徐々に緩慢に朝に夕べに現れて来るものの現象でありますので人目につきません。災害はあたたかも病気にたとえまると急性疾患でありまして、ベニシリン注射をするとか切開手術で治るのであります。が、鉱害の場合は長期慢性疾患であります。常に治療が遅れがちになるのうらみがあります。勿論石炭産業の場合には相手に鉱害権者という相手があるにはありますが、そも／＼石炭採掘の許可、施業案の認可その他石炭産業に関する監督指導等はすべて政府の手に握られておるのでございます。災害と鉱害と兩者ひとしく国土の禍である以上、兩者對等に政府としては措置をして頂きますように希望いたしますのでございませう。すべて以上の前提に立つて以下農地、家屋及び公共団体の負担の問題について修正要望の箇所を指摘しつつ先生がたの御審議の参考に資して頂きたいと考えます。

農地は申すまでもなく農業経営の基盤でありましてこれを失ふことは農家にとつては生命線でありまして、沈降した農地を被害発生前の美田に返し生産を復活させることは最もこれは願わしい望ましいことであります。が、これが根本的な又徹底的な解決策といたしましては、どうしても鉱業法の金銭賠償主義を改めることに帰着いたしま

す。これにつきましては私も一つの卑見を持つておりますが、これは本法案の領域を逸脱した論議に宜りますので私はあえてここでは申し上げません。法案では農地回復の方法として、盛土と灌漑、排水ポンプ施設が取上げられておりますが、盛土復旧の場合即ち工事完成後五年を経過いたしますれば一応熟田化したものと認め、賠償の対象から外しまして賠償の責任義務消滅とされておりますが、これは現地の認識と実情を無視したものであります。如何に農家が精勵いたしましてもこの短期間のうちに土地の生産条件を元に戻すことは、これは不可能事でありまして、而も回復が僅かに効用回復を限度としたしております限り、不可抗力な天災等を受けて収獲が減少する、時に収獲が皆無に帰することが当然予想されるのであります。かかる場合農産物のみに依存してあります農家は賠償から見離されておりますので生活の手段を失ふことは必至であります。私も被害者としていたしまして第七十五条の修正を特に懇請いたしております。るゆゑんのものはここにございませう。灌漑、排水について申しますと、年々耕地が低下沈降して筑豊地方を貫流いたしております遠賀川の川底よりも農地の標高が低いために、洪水等の場合は本川の水が逆流浸水して参りまして一面の農地を水浸しにいたします。すると本川の水が減水いたしました水量が平常に復した後でないと農地は水面に浮んで参りません。水没一週間に及ぶと苗は枯死いたします。農家の惨状は目も当てられません。こういうことでは農業という産業自体がまるで賭博にひとしく、これによつて農民の生産

意欲は減退いたします。殊に筑豊地方の炭層は厄介な数層に及ぶ累層を特徴といたしておりますのでこれが解決は困難であります。私どもとしては将来ポンプ排水の強化充実に特に期待いたしております次第であります。それも鉱業権者が現に経営を持続しておられまして賠償の責任をとつておられませう。場合はいよいよといたしまして、曾つての権者今ではなく地方は荒廢し被害はいよいよ深刻を極めてくるものがあるにございませう。政府はよろしく国土計画の大局に立つて救済の手を差延べて欲しいと念願いたします。本案原文によりますると、これらの患まれない町村にも負担を課しておられますがこれには同意いたしかねます。

次は不適農地の問題であります。私はこの問題はよほど慎重を期さないで炭鉱側に若し良心的な経営者を得なかつた場合は、一定の対価で不適農地の梓に送り込むことができませんので、煩わしい賠償から解放されたいというところから、無責任な石炭の採掘方法、安易な方法に流れないとも限らない、その結果は不適農地が随時随所に突出増加いたしまして、本法案の傍頭に謳つてありますところの国土の回復、生産力の維持とはおよそ反対の結果に陥りまして、筑豊の山野は壊滅の危機に瀕するの虞れななしとしない、取返しのかぬ失敗を起さぬよう当局にこれを善処方を特に御願い申す次第であります。

次は家屋の問題であります。家屋は個人の所有に属する物件であるという理由の下に一般公共施設とは区別せられ、その取扱を異にせられておるのであります。勿論公益優先ということとは社会の通念であります。が、家屋は被害者にとつても生活の本拠でありまして、特に農家の場合を例にとりましますと収納舎、或いは堆肥小屋、養蚕室というようなものは耕地に次ぐ生産の必須物件であります。商人の場合の店舗も一家を支える職場であります。炭坑鉱区の上に立つ家屋に早晩大小の鉱害の現われるのは当り前のことでありますから、公共施設に準ずる計画をなさらないかと、かように考えます。家屋の場合も農地と同じく、被害者としていたしましては当然年々賠償を受け得る法制上の建前になつておるのであります。が、実際は受けておりません。今次法案の制定に際して私ども市町村長が声を大にして叫んでおりますのは、日夜倒壊の危険にさらされ非衛生の上でもない民生福祉上放置できないと考へました結果でありまして、その苦痛の程度は鉱害地に住む者でなくては到底味わうことのできない悲惨なものであります。私は多数被害者が黙々として忍んでおりますがそれか或る限界に達すると社会問題を惹起するのではないかと憂うものであります。ついでには通産局長におかれましては炭鉱側の復旧計画案を御検討になると同様に、これと並行して所在市町村長が責任を持つて要望いたします復旧計画も御同様に御検討になるような制度を打立てて頂きますように希望いたしますのであります。

地方公共団体の負担問題について簡単に申し上げます。負担金は一般農地の場合、権者不明の場合、事業団の事務経費の三つに区分されておりますが、

十分等によります補償の支払があつて初めて消滅することになつておりますが、政府の施策として特殊な機能法人である事業団が設立せられたものであり、鉱業権者はその事業団に賠償の限度である納付金を賠償に替へて納付するものでありますから、鉱業法上の賠償責任はその納付のときにおいて完全に免除せられ、その後は事業団が鉱業権者に代つて賠償の責に任ずべきが当然であると思ひました。然るに衆議院におきましてはその一部に、原案を遙かに越えて原案による賠償責任の消滅後においても、天災等による特別な被害に對し永久に鉱業権者に賠償責任を課せんとするがごとき意見があるやに仄聞いたしておりますが、かくのごときは賠償責任の性質上甚だ了解に苦しむと申さなければなりません。即ち鉱業権者は鉱業法による賠償限度一ぱいを負担しておるものであり、第三者の行ひする復旧工事の如何による賠償責任が永久に存続するというようなことは鉱業法の金銭賠償の原則を逸脱し、且つこの法案の趣旨にもとるものであり絶対に承認できないのであります。

なお賠償責任の消滅に關連いたしまして、農地復旧に代へましてポンプ等の施設を新設いたしたような場合においてもその鉱業権者にその維持管理を強制するようなことは不当でありまして、前に申述べました理由によりこれは事業団が当然維持管理を行うべきものであると思ひます。この点につきましては衆議院においても大方の御意見は事業団が維持管理に當るべきものであるということになつておるやに聞かざんでおる。当然のこととは申しながらその良識に對しましては敬意を表する次第であります。

第四は、公共施設の復旧に對しまして一般災害並の国庫補助金を交付して、その復旧費を賠償せしめないことにされたいということでありまして、一般鉱害を国家的見地より復旧せんとする本法案の趣旨に則りまして、公共の施設については少くとも一般災害並の国庫補助金を付し、これを賠償せしめないことが適當であると考えます。以上主な点につきまして申述べました。これらの点につきまして御審議に當り何とぞ原案御修正の上速かに本法案の成立を希望する次第であります。以上をもちまして私の公述を終わります。

○委員長(竹中七郎君) これをもちまして公述人のかたの御陳述を終りました。各委員のかたより公述人のかたに對しまして御質疑を頂きたいと思ひます。

○小松正雄君 私は日本石炭協会の方仲さんに一言お尋ねしたいと思ひます。御承知のように本法案は十年と規定してあることはあなたもさつきお話しやつたのでありますが、十年後に鉱害があると思われておりますか、どうですか。

○公述人(万仲余所治君) 実は十年というのを申し上げてあとでその内容を申上げるとを私忘れましたが、御質問がありましたので大変結構であります。法律案は十年ということになつております。従いまして十年たてばなくなる者に灌漑施設を管理させるのは年限が来たあととはどうなるかわからんからおかしいやないかというようにないことが、一つその理由になつておるん

じやないかと言ひながらその内容を申上げるのを忘れたのでありますが、これは法律そのものが十年たてば全部なくなつてしまふ。全部なくなつてしまふので、事業もなくなつてしまふ。つまりこれはこの中にあるいろいろな事柄は全部御破算になりますから、必ずその際に或いはそれを継続すべきであるか、乃至はそれに代るものがなくちやならんと思ひます。私もそれは継続されて然るべきものと思ひますけれども、そうなるかどうかわかりませんけれども、鉱害がそれで終るといふことを考へる必要はないのでありまして、この法律自体がもうすつかりなくなつてしまふのです。なくなつてしまつてゼロになつていかうかというゼロになつて悪いのであります。これは私も考へておりました。これは代るべきものがなければならん、代るべき施設がやはり同じような恰好でなされるべきであるという想定の上に申上げたのであります。

○小松正雄君 そこで私はいやくも石炭鉱業或いは石炭全体の協会の代表としてここに公述される上におきましては、少くとも先の知事のお説の中にもありましたように、今後石炭の情勢に鑑みて国内資源を開発する以上次から次にこの被害が起つて来るであらうというのを言われたのに対しては私も同感であり、又あなたも今おつしやるように同感だと思はれるのです。然らばこの法案が、少くともあなたがこの代表される人として十年後にこの法案もなくなるだらう、十年後にはこの事業団もなくなるだらう、こういつたことを考へられるときに、少くともいま少し進んだ観点に立つてこの法案

の上に私はあなたとしてももう少し強く、なくなるといふことでなくて折角できるこの法案が永続性があるようにという意味において根本理念のことをあなたはおつしやつた、そういう観点に立つてその趣旨からしてもあなたはこの法案の継続性というのを言つてはしかつたといふことを私は述べておきます。

○公述人(万仲余所治君) その点申訳ございません。実は余り氣負ひ込んで申したもので、原稿を離れて申上げましたので申訳ございませぬ。只今謹んでお言葉を拝聴いたしました。又訂正いたしますが、今申しましたようなわけで被害がいつまでも継続して起るであらうといふことにつきましては、これは私は同じような被害がどん／＼継続して起るというふうな考へておりましたので、これは被害を防止する技術的な面その他の面が漸次鉱業の発達に従つてこれらに進んで参りますので、恐らく今後における被害といふものは相当に度合が違つて参りますであらう、少くなくなつて参りますであらうといふことは考へられますが、これが絶無になつていくことはちよつと私も考へられておりません。それで私はこの十年といふ事柄が書いてありますが、私もどもとしては十年がもつと継続されることを希望いたしますけれども、一応十年となつておりますことが、十年たつたら鉱業権者に持つて行かんとどこにも持つて行くところがないという議論には私も賛成できないといふこととでございます。

○小松正雄君 そこで私の今申上げておることは、この法案を通じて被害者側から言われることは石炭鉱業権者を

加害者としての建前にとつて、この法案自体に對するいろいろ／＼な諸問題が出ておるために私は申し上げておるわけでありませぬ。あなたがいかうもこの石炭鉱業を掌るところの協会の副会長として、こういふ不安をこの際切除する、要するにこの法案を以て将来こういうことの起らないようにするようにしてほしいといふことぐらいは私は言うべきだと思ふ。

なお又今あなたのおつしやつたように、それは今後採掘する上におきましてはそれは技術的に陥落も漸次防ぐ方法も出て来るでしよう。併しながら中法をやるかどうかといふことはなかなか僕はむずかしいものだ、かように考へるのです。石炭を掘る以上は終始陥落が起ることは間違いないのです。その意味から申しまして私はあなたのおつしやることは當らない。要するに十年といふことは、十年來たら鉱業権者としてはそう負担しなくなつてもいいことになるであらうといふ臆測的なものでなくして、折角生れたこの法案に對するあなたの意見としてはもつと突つ込んで要望してはしかつたと思ふのです。

なお終りに委員長にお願い申上げておきたいと思ひますが、お聞きの通りに公述人のかた／＼もどうも法案が衆議院で遅れておるといふようなことを言われたのでありますが、私たちはもう少しとも長くこの法案の予備審査に入つておることは委員長も御承知の通りであります。できますならば何も衆議院の審議の過程の中に入つていろいろ申上げるわけではございませぬが、

一つ御連絡を願ひまして早急に上つて来るように一つお取計らい願ひたいことを、すでに期日も切迫しておることでありまして、いろいろ御心配されることを勘案いたしましてここにお願い申し上げます。

○島清君 これは杉本知事からお答え頂いたほうがいいかと思ひますが、大体まあ福岡が鉱害の主な土地でございまして、金銭に見積りますと二百何十億の鉱害がある、こう言われておりますが、面積は私はちよつと忘れまして、一体この法案が皆様がたの御希望なさるような大体四点上集約できたと思ひますが、こういうものが修正可決決定されるといたしまして、十年間の年限を切つておりますが、この法律の趣旨とすると、それで福岡の大体鉱害というものの全部は回復できないと思ひますが、大体十年後には福岡の鉱害の何%くらいは回復できると思ひますが、それから又収獲の面におきまして大体どの程度まで効用が回復されるとお思ひでございませうか。

○公述人(杉本勝次君) まあ福岡県においての鉱害農地で申し上げますれば、その面積は大体一万一千町歩です。この前の特別鉱害復旧臨時措置法によつて実施される対象面積は大体二千七百町歩程度であります。今回の法案の対象となる農地面積は大体五千町歩と見えております。従つて福岡県の被害農地の面積のうちの大体半分程度がこの前の特別鉱害並びに今回の一般鉱害の復旧法によつて或る程度効用回復が期待されるということになります。どの程度この収獲がこれによつて期待されるかという、これは特別鉱害の復旧事

業がまあこれは五カ年間の計画でございしますが、今日まで大体三〇%程度が福岡県内の実績であります。五カ年でそこまで予定通り行くかどうか問題点であります。先ほど栗田さんからのお話がありましたように、一応埋立て盛土ができました、直ちにそれが完全に効用を発揮するというわけではございせんから、収獲がどの程度とるだけのものを持ちませんが、まあ仮に全体を百とするならば、十年年を通じてこれは極めて私の概算的な言い方でありまして三〇%乃至四〇%ではないか、かように私は思ひます。

○中川以良君 今の面につきまして、山口県地方におきます状態、殊に山口地方は中小炭坑が多いのでございまして、九州地区とはおのずから異なる面が非常に多いと思ひます。只今特別鉱害の復旧状況、大体今後の一般鉱害等に対して特にいろいろなお考へ方もあると思ひますが、そういうような点につきまして姫井市長から承りたいと思ひます。

○公述人(姫井伊介君) 山口県内における被害状況を数字的に調査しておりません。ただ地元の小野田市といたしましては殆んど三分の一近い、例えば九百町歩のうち三百町歩の被害面積を持つております。宇部市は若千少いと思ひますが、その他美祿郡、船木、厚狭とかいうふうなものをかきますると少くとも六百町歩ぐらいの被害面積があると思ひますが、的確なる数字は私ただ地元関係よりほかにはよく存じておりません。

○委員長(竹中七郎君) 別に御質疑がなければこれをもちまして公聴会を終りたいと思ひます。本日は誠に御遠方のところ御多用のところをわざわざ本委員会のために御出席下さいました公述人のかた々に對して厚くお礼を申し上げます。皆様からの御意見に對しまして各委員のかたがいろいろそれを参考にいたされましてお考えになりまして、本法律案に對する審査の資とせられることと思ひます。誠に有難うございまして。お礼申し上げます。本日はこの程度をもちまして散会いたしまして御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めて散会いたします。
午後三時五十三分散会

六月十四日本委員会に左の事件を付託された
一、針布産業の中共貿易促進に関する請願(第二二六三六号)
一、機械器具の対中共輸出制限解除に関する請願(第二二六七七号)
一、臨時石炭鉱害復旧法案の一部修正に関する請願(第二二七八号)
一、ソ同盟等との貿易に関する請願(第二二七九二号)
一、マッチ工業を臨時中小企業安定法案の対象業種とするの請願(第二二八一一号)

一、中小企業振興対策に関する陳情(第二二八二二号)
一、日中貿易再開促進に関する陳情(第二二八三三号)
一、輸出取引法案に関する陳情(第二二八四四号)
一、臨時中小企業安定法制定に関する陳情(第二二八五五号)

一、公益事業委員会制度存続に関する陳情(第二二八九九号)
一、マッチ工業を臨時中小企業安定法案の対象業種とするの陳情(第二二九二二号)

第二二六三六号 昭和二十七年五月三十一日受理
針布産業の中共貿易促進に関する請願
請願者 東京都北多摩郡神代村 日本針布工場内全国針布労働組合協議会内 武田勝弥

紹介議員 栗山 良夫君
わが国の針布産業は、紡績の操縦と国際的影響に左右され倒壊の危機に面しているが、これが打開策としては、中共貿易の促進を図る外なく、しかも現在中共の針布需要は相当多量に要望されているから、平和産業発展の見地から、針布産業の中共貿易促進を図りたいとの請願。

第二二六三七号 昭和二十七年五月三十一日受理
機械器具の対中共輸出制限解除に関する請願
請願者 東京都港区芝公園六号 地中労委会館内全国機械金園労働組合内 中島一郎外四名 和田 博雄君

ら、織維機械、鉄道車両、農業機械、医療機械等、機械器具製品および附屬部品の對中共輸出制限を大幅に解除せられたいとの請願。

第二二七八号 昭和二十七年六月六日受理
臨時石炭鉱害復旧法案の一部修正に関する請願(二通)
請願者 福岡県知事 杉本勝次 外六名

紹介議員 小松 正雄君
今国会に提出された臨時石炭鉱害復旧法案中、「第二条第六項中「十一学校」とあるを、「学校およびその他の公共建物」と改めること、「(四)第五十一條第二項中「損害の一部を既に賠償しているもの」とあるを、「復旧費の一部を既に負担しているもの」と改めること、「(三)第五十三條の「地方公共団体の負担」は免除すること、「(四)第四章「家屋等」の復旧工事に関しても被害者の迷惑を考慮して適當な措置を講ずること、「(五)第九十一條第二項「農地または農業用施設の復旧費に對する都道府県の補助金」は免除すること、「(六)第九十二條を削除すること、「(七)第九十四條の「地方公共団体および復旧工事の施行者の事業団に對し交付する事務経費」の負担は免除すること等の修正を行われたいとの請願。

第二二七九二号 昭和二十七年六月十日受理
ソ同盟等との貿易に関する請願
請願者 石川縣金沢市彦三三ノ五七七日本合成製鋼株式 会社社長 松平榮造 紹介議員 兼岩 傳一君
戦前ソ同盟、中国に多量に輸出されて

いた石川県の漁網の輸出が止つたため、業者の半数は休業の現状で今後輸出の途が開かれぬ限り本県の漁網製造業者および従業員二万余名は滅亡の危機に陥つてゐるから、ソ同盟、中華人民共和国との自由貿易実現のため適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二八二一号 昭和二十七年六月十日受理

マツチ工業を臨時中小企業安定法案の対象業種とするの請願

請願者 神戸市生田区北長狭通五ノ一九ノ四社団法人日本機寸工業会理事長森一郎

紹介議員 愛知 探一君

わが国のマツチ工業は、壊滅にひんしてあり、業界を挙げて窮状打開に苦慮しているが、今回伝えられる臨時中小企業安定法案は、業界を救う唯一の途であるから、マツチ工業を同法案の対象業種に指定せられたいとの請願。

第一一七二号 昭和二十七年五月二十九日受理

中小企業振興対策に関する陳情

陳情者 山形県議会議長 加藤富之助外七名

現在苦境にある中小企業の振興策として、(一)政府の金融機関に対する予託金五十億円を増額するとともに短時日に引揚げることなく長期にわたつて運用し得る資金とすること、(二)対目見返り資金制度の大幅緩和、(三)共同施設補助を少くとも十億円程度増額すること等の特別措置を講ぜられたいとの陳情。

第一一九八号 昭和二十七年六月四日受理

日中貿易再開促進に関する陳情

陳情者 大阪市南局区内難波新地二番丁二八関西繊維機器工業会内 松田寅之助

わが国と中国とは、古来より密接な関係にあり、ことに経済的關係は不可分のものである。しかるに現在各種の事情に左右されて、両国間の貿易がと絶しているため、相互の不利不便が大きいから、中国において渴望され、しかもベルト法の禁輸物資からも除外されている繊維機械および同部分品等の非戦略物資については、すみやかに中国と正常な貿易ができるよう、日中貿易の再開促進を図られたいとの陳情。

第一二一四号 昭和二十七年六月六日受理

輸出取引法案に関する陳情

陳情者 東京都墨田区東両国一ノ一羊毛会館日本羊毛工業連合会内 吉田初次郎

今国会において審議せられたいと輸出取引法案によると、輸出組合の組合員たる資格を有する者は輸出業者と輸出組合とに限定されているが、これでは輸出品を製造している生産業者の利益が不当に侵害される虞があるから、協定に当つては輸出品の生産者も自己の立場を主張し得るよう組合員の資格を与え、ともに輸出業者が協定をなす場合には関係生産者の意見を取り入れる旨の規定を設けられたいとの陳情。

第一二二三号 昭和二十七年六月九日受理

臨時中小企業安定法制定に関する陳情

陳情者 山梨県議会議長 小田切彰

山梨県下の中小企業は、最近の著しい経済ひつ迫による業界不振の余波をうけて、戦前戦後を通じての未曽の危機に直面しこのままでは、潰滅するより他ない現状であるから、すみやかに臨時中小企業安定法を制定せられたいとの陳情。

第一二二九号 昭和二十七年六月九日受理

公益事業委員会制度存続に関する陳情

陳情者 大阪市北区梅ヶ枝町一六四 堀新

今回公益事業委員会廃止の法案が国会に上提されているよしであるが、電気事業者としては、元来公益事業は長期に亘つて公共の便益のため發展維持すべき事業であつて、発足以来僅か一年半、その事業の成果を充分検討する期間をおかず、これを廃止することは賛成できないから、公益事業委員会制度は現在のまま存続せられたいとの陳情。

第一二三二号 昭和二十七年六月九日受理

マツチ工業を臨時中小企業安定法案の対象業種とするの陳情

陳情者 神戸市生田区北長狭通五ノ一九ノ四 社団法人日本機寸工業会理事長 森一郎

わが国のマツチ業界は、九割以上が労働者三百名以下の中小企業で小規模小資本の典型的中小企業であり、しかも需要に限りがあるにかかわらず現在の設備能力は、国内需要の二倍強に達して慢性的生産過剰の状態にあるから、市場は常に脅威されており、最近の市場価格は、生産原価を下回つてゐる状態であるから、この不安な状態を解決するため、現在提案中の臨時中小企業安定法案の対象業種にマツチ工業を指定せられたいとの陳情。

昭和二十七年七月二十四日印刷

昭和二十七年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所